

第5節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組

- I 企業アンケート調査（資料1参照）
- II 企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備（資料2参照）
- III 人材マッチングに関する取組（資料3参照）
- IV 事業者支援を後押しする取組（資料4参照）
- V 地域課題解決支援（資料5、6参照）
- VI 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組（資料7～13参照）
- VII 中小企業の事業再生等（資料14～17参照）
- VIII 金融仲介の質の向上に向けた取組等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施した（2024年7月～2025年6月）。具体的には、有識者による事業者支援の取組みに関する勉強会や、支援機関と金融機関の職員間の意見交換会、関係省庁とも連携した政府施策の説明会等を実施し、金融仲介の質の向上に向け、関係者間の連携強化に取り組んだ。

IX 金融の円滑化に向けた取組

- 1. 中小企業金融の現状（資料18～資料23参照）
- 2. 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

（1）金融機関トップへの直接の要請（資料24参照）

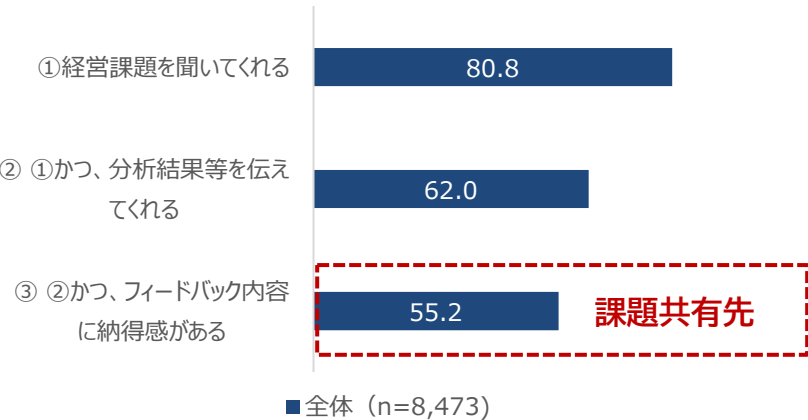
2024年11月28日、事業者支援の促進及び金融の円滑化について、政府当局者と金融関係団体等の代表者との意見交換会を開催。金融担当大臣等から、物価高騰や人手不足の影響等により依然として厳しい状況に置かれている事業者が存在する中、資金需要の高まる年末・年度末に向けて事業者への資金繰り支援を徹底することに加え、事業者の経営課題が多様化する中、経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むこと等を要請した。

(2) 文書による要請(資料 25 参照)

2024 年 11 月 28 日をはじめとして、累次にわたり、金融機関に対し、事業者に対する金融の円滑化等に一層努めるよう要請する文書を発出した。

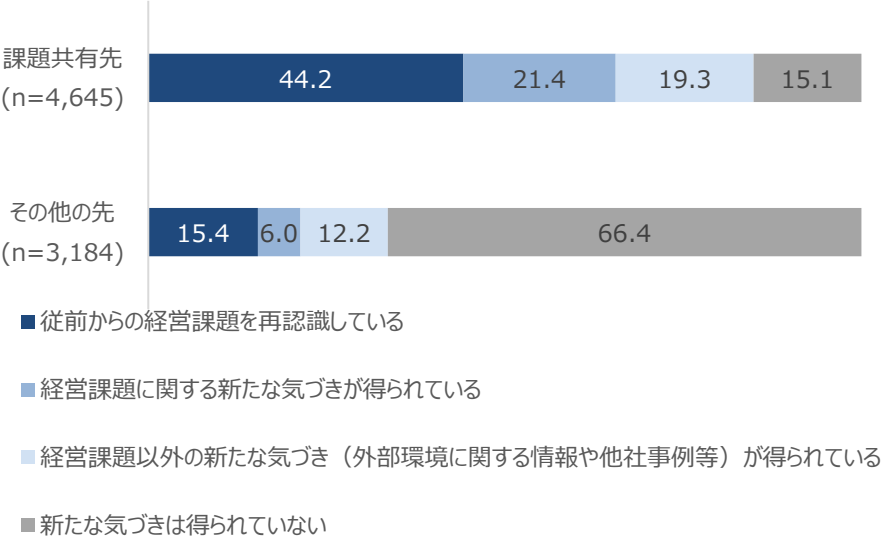
- 地域金融機関の金融仲介の取組みに対する顧客からの評価等を確認するため、毎年、企業アンケート調査を実施している。
2024事務年度は、メインバンクに対する評価に加え、事業性評価に基づく融資への認識等について調査した。
- ✓ 企業アンケート調査:地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業約3万社に調査票を送付し、10,740社から回答を得た。
(回答率:約35%、調査期間:2025年1月6日～1月31日)

メインバンクに対する評価

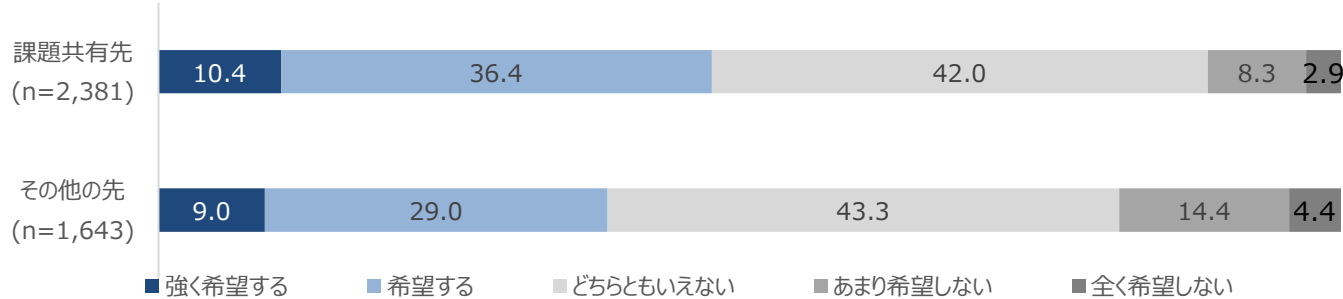


(※)課題共有先:「経営課題・悩みを聞いてくれる」、「経営課題の分析結果を伝えてくれる」、「伝えられた評価に納得感がある」の全ての質問に肯定的に回答した企業

メインバンクからの指摘による経営課題の認識



事業性を評価した、担保・保証によらない融資を望む企業の割合



- 2026年5月に施行される事業性融資の推進等に関する法律に基づき、事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）を行う選択肢として、事業全体を担保とする制度である企業価値担保権が導入される。
- 2024事務年度においては、企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備の一つとして、企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方を整理し、公表した。

企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について

背景・位置付け

- 企業価値担保権は、不動産担保等と性質が大きく異なるため、融資の評価や引当の方法等について、多くの金融機関から、疑問が寄せられている。

(主な疑問) ・ 自己査定・償却・引当において、不動産担保等と同様に、一般担保（客観的な処分可能性がある担保）として扱っていいのか。
・ 一般担保として扱えないのであれば、無担保と変わらないのではないか。

- これらの疑問に対する金融庁の基本的な考え方を整理するもの。

基本的な考え方

- 「企業価値」は、将来見通し等の主観に大きく依存し、また、事業停止時には価値を見込むことが難しいため、一般担保（客観的な処分可能性のある担保）として扱うことは困難。

(注) 総財産の中に一般担保の要件を満たす不動産等があれば、その分は一般担保として考慮できる。

また、無担保融資とは、融資の性格が、以下のような点において、大きく異なる。

- 企業価値担保権は、法的な裏付けをもって（借り手の総財産への担保設定を通じ）、**借り手と貸し手の間に特別に緊密な関係を構築**することを可能とする制度。

貸し手には、借り手の経営実態等を適切に把握し適切に支援することで、将来において経営困難に至るリスク（倒産確率等）を低減すること等が期待される。また、他の貸し手による担保実行を停止させる権限や、事業譲渡に係る実行手続を開始する権限等が付与される。

→ **借り手・貸し手双方が、将来見通しにコミットしやすくなり、債務者区分・格付の判定等において、将来・定性情報を適切に反映できる前提条件が満たされる。**

具体的な反映方法(例)

- 具体的な反映方法は、以下の例も参考にしつつ、各金融機関における検討を期待。

- ・ 米国実務を参考とする例

（日本のような債務者区分の判定→債権格付という段階を踏むことなく）融資の回収可能性を直截に評価することとし、将来キャッシュフローの予測など、将来・定性情報を最初から明示的に反映し、評価する。

- ・ 従来からの日本の方法をベースとする例（債務者区分の判定→債権格付の段階を踏む例）

例えば、外形的な財務情報（債務超過等）だけでは、要注意先・破綻懸念先となる借り手であっても、緊密な関係を築いている中で、事業の見通し（キャッシュフロー創出能力）が見込めるのであれば、正常先・要注意先と判定するなど、債務者区分の判定の際に、将来・定性情報を適切に反映させる。

適切性の確保

- 各金融機関は、恣意的な運用にならないよう、評価や引当の方法等に係る適切なルールを定め、文書化と組織内の共有を図るほか、事後的な検証・（必要な場合は）ルールの見直しを行う。

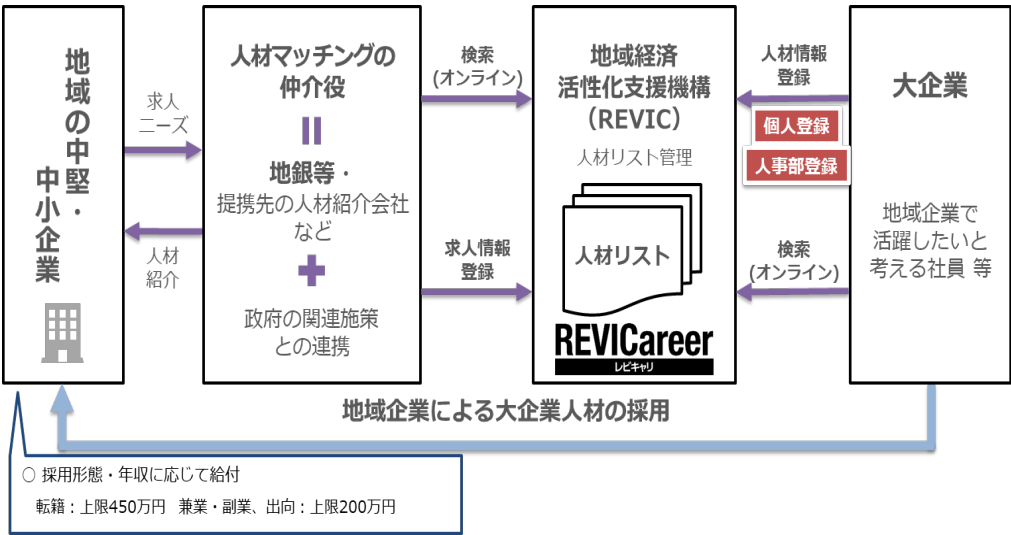
- 金融庁は、各金融機関が定めたルールを尊重しつつ、その運用実態、事後的な検証の結果に照らしたルールの見直しの要否等を継続的に対話する。

人材マッチングに関する取組

(資料 3)

- 地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備・運用している大企業人材の求職情報等を登録・集約する人材プラットフォーム（REVICareer（レビキャリ））を活用し、地域金融機関の仲介により、経営人材の確保を考える地域企業と、地方での活躍を考える大企業人材とのマッチングを促進する事業。
- 2024年度は、レビキャリの促進に向けて、登録や給付の要件緩和、普及啓発に取り組んだことで、登録人材やマッチング件数が大幅に増加した。また、2025年4月（令和6年度補正予算事業）から経済産業省と連携し、事業を推進している。

レビキャリの概要

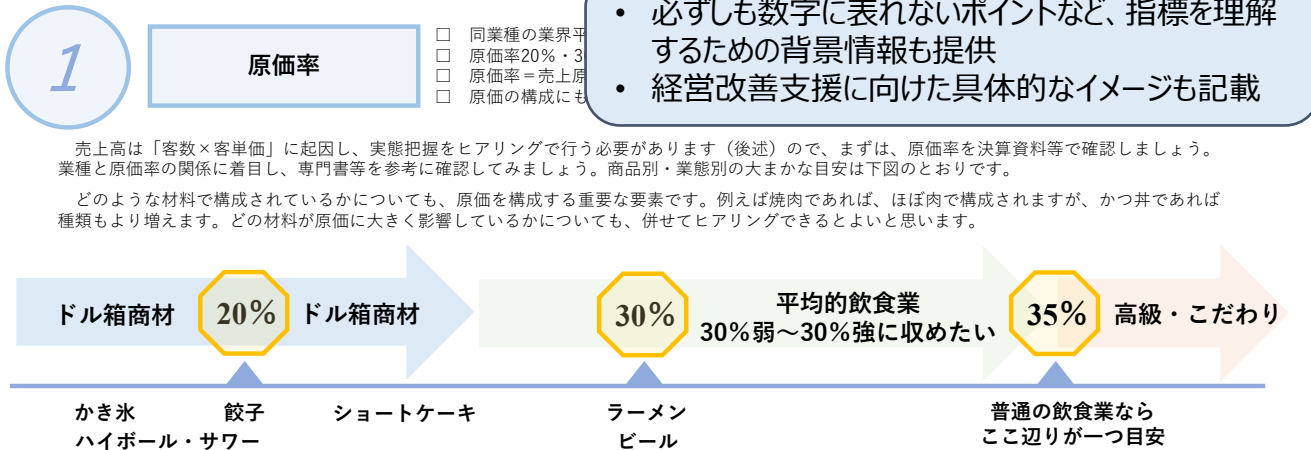


レビキャリのこれまでの実績

		2024.6末時点	2025.6末時点
登録件数	大企業人材（累計）	3,159 人	4,755 人
	地域金融機関	131 機関	183 機関
	求人票（累計）	2,064 件	3,860 件
マッチング件数		97 件	204 件

- 現場職員が事業者支援の適切な初動対応を行うため、業種別に基礎的な着眼点を整理した『業種別支援の着眼点』を公表。

(飲食業の例)



(『業種別支援の着眼点』のポイント)

- 10業種（建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業、製造業、サービス業、医療業、介護業、宿泊業）に関してとりまとめ
- 若手や経験年数が浅い現場職員が手に取りやすい分量とレベル
- AI音声による読み上げ動画版や、編集可能なPowerPoint版も公表



- 地域金融機関が過去に実施した経営改善・事業再生支援による経済的効果を定量的に計測して「見える化」する研究を開始。

背景・問題意識

経営改善・事業再生支援は

- 取り組みの効果が中長期的にしか発現しない
- 取り組みの経済的な効果を定量化しづらく、支援による明確な収益(リターン)の認識が難しい

全行レベルで人的リソースの確保が課題となっている中、

- 支援するインセンティブが働きづらい経営改善・事業再生支援についてリソースが十分に配分されていない可能性

研究概要(委託調査)

【目的】

- 収益機会等について適切な認識を促し、支援体制が整備されることで、厳しい経営環境にある地域の事業者・地域産業の回復・下支えにつながることを期待

【内容】

- 取引先企業に経済的効果の高い経営改善・事業再生支援を、統計的手法によって定量的に可視化
- 上記の分析結果を踏まえ、地域金融機関の財務や業績等にもたらされる経済的効果をシミュレーション
- インタビュー等により、定性面での調査も実施

M & A・事業承継の取組み等に関する実態把握

- 円滑な事業承継や事業者の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aの重要性が増す中、金融機関が、顧客事業者に対するコンサルティング機能の強化の一環として、M&A支援に積極的に取り組むことや、そのための体制整備を図ることへの期待が高まっている。
- 2024事務年度は、8月に、金融機関におけるM & A 支援の促進等に関して「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正（2024年10月適用）を行った。
- さらに、地域金融機関等によるM&A支援に関して、地域金融機関をメインバンクとする事業者や地域銀行を対象としたアンケートを実施したほか、地域金融機関やM&A専門業者等を対象としたヒアリングにより、M&A支援に積極的な地域金融機関の取組事例を収集・整理した。これらに合わせて、事業承継ファンド等を通じた事業者への投資等の実績や、投資等を行う上での課題等についても収集・整理した。
- こうした取組みや、収集整理した積極的な取組事例等の横展開を通じてM&A・事業承継に係る取組みを促した。

金融機関が抱える課題	ヒアリングを通じて把握した積極的な取組み
悪質なM&A業者等への対応	● 日常的に顧客事業者と接点を有する金融機関間での業務提携等 ● 金融機関によるマッチングした買い手事業者の所在地に赴き営業確認をする態勢を整備
M&A支援手法の拡大	● 地域金融機関等が事業者の買い手となり、譲渡を検討している事業者に対し、M&A支援・ファンド等による資金支援・経営人材の派遣など、一貫して支援する態勢を整備 ● 買い手側事業者への支援として、資本提携したい企業の明確化を支援
専門人材の不足に対する対応	● 人事ローテーションの長期化・人事異動のない専門職制度の導入 ● 金融機関本体での役員登用も視野に入れたキャリアパス制度の導入 ● M&A・事業承継の専門会社設立に合わせた人事制度の導入
適時のM&A支援提供のための事業者の状況把握	● 関係する全ての事業者に対してM&A支援の意向確認を実施。その後も継続できるよう営業店に対する支援態勢を構築し、適宜、顧客の情報を更新 ● 経営トップが毎月地区ごとに支店長から案件収集しマッチングまで支援
外部専門家との連携	● M&A業者やコンサルティング会社等と業務提携し、地域の事業者を存続させるべくM&A支援を提供

- 2024事務年度は、昨事務年度に引き続き、各省庁の関連施策の発信・共有や、各省庁担当者と地域の関係者が地域課題に関する意見交換等を行うイベント（「霞が関ダイアログ」）を開催するなど、地域との対話を重視した取組みを進めた。
- また、2024事務年度においては、2021事務年度にも実施した、地域金融機関における職員の兼業・副業制度の導入状況に関する実態調査を再度実施し、制度導入の進捗状況を確認した。

霞が関ダイアログ

- ✓ 各府省庁の担当者の協力を得て、それぞれの施策を地域の関係者に発信し、意見交換。
- ✓ 2025年6月までに計21回開催。第19回は内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局との共催により、地域金融機関の地方創生に資する特徴的な取組事例を紹介。
- ✓ また、新たな取組みとして、2025年5月には各府省庁の人材関連施策等の周知を目的としたスピノフイベントを開催。

霞が関ダイアログの形式

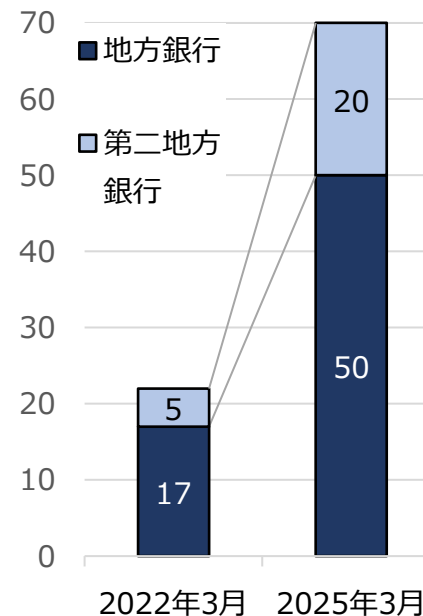
- ✓ 説明者
各府省庁施策担当者
- ✓ 形式
施策説明+双方向+合同
(説明+対話+交流会)
- ✓ 参加者
施策に関心を持つ**実務担当者**
(自治体職員・金融機関職員等)



兼業・副業制度の導入状況

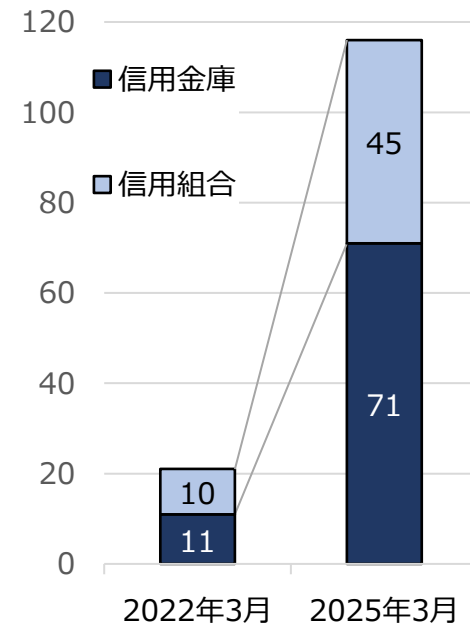
地銀・第二地銀

(機関数)



信金・信組

(機関数)



経営者保証改革プログラム

～ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速 ～

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン(経営者保証ガイドライン)の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、**①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンス**、の4分野に重点的に取り組む「**経営者保証改革プログラム**」を策定・実行していく。

1. スタートアップ・創業 ～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

主な施策

- ① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**(保証割合:100%/保証上限額:3500万円/無担保)【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】
(※)創業関連保証の利用実績:11,153件(2021年度:法人)
- ② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】
(※)創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績:約1.6万件(2021年度)
- ③ **商工中金**のスタートアップ向け融資における**経営者保証の原則廃止**【22年10月～】
(※)スタートアップ向け融資の実績:202件(2021年度)
- ④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

2. 民間金融機関による融資 ～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の作成、公表の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

- | | |
|------|---|
| 主な施策 | <ul style="list-style-type: none">① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。【23年4月～】<ul style="list-style-type: none">➢ どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか➢ どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか② ①の結果等を記録した件数を金融庁に報告することを求める。【23年9月期 実績報告分より】
(※)「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。③ 金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】④ 状況に応じて、金融機関に対して特別ヒアリングを実施。 |
|------|---|

(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

- | | |
|------|---|
| 主な施策 | <ul style="list-style-type: none">① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請。② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。 |
|------|---|

(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権(仮)）

- | | |
|------|---|
| 主な施策 | <ul style="list-style-type: none">① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】 |
|------|---|

3. 信用保証付融資 ～経営者保証の提供を選択できる環境の整備(希望しない経営者保証の縮小)～

- 経営者保証ガイドラインの要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底。
- その上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法(保証料の上乗せ、流動資産担保)を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設**。
- 中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一步前に出た取組を行う。

(1) 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備

主な施策

- ① 経営者の取組次第で達成可能な要件(法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること 等)を充足すれば、保証料の上乗せ負担(事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動)により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設**【24年4月～】
(※)無担保保険の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%(ともに2021年度(法人))
- ② **流動資産(売掛債権、棚卸資産)を担保とする融資(ABL)に対する信用保証制度**において、**経営者保証の徴求を廃止**【24年4月～】
- ③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、**借換を例外的に認める保証制度(プロパー借換保証)の時限的創設**【24年4月～】
- ④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】 等

(2) 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底

主な施策

- ① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、**経営者保証を解除することができる現行制度の活用**を検討するよう**経済産業大臣・金融担当大臣から要請**。【年内】
- ② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような**誤解が生じない広報の展開**。【年内】

4. 中小企業のガバナンス ～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

- 経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築**。

主な施策

- ① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目線合わせの**チェックシートの作成**【22年12月】
- ② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する**実務指針の策定**【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援）における**支援機関の遵守促進**【23年4月～】
(※)年間計画策定支援件数:2,821件(2021年度)
- ③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】 等

コロナ資金繰り支援

- 上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度**（100％保証の融資は100％保証で借換え）」（**コロナ借換保証**）を創設することを決定済。
- **コロナ借換保証**については、来年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、**2023年1月10日から運用を開始**。
- また、日本政策金融公庫によるスーパー低利融資については、**債務負担が重い事業者（債務償還年数が13年以上）であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、要件を緩和**。これにより、借換えの円滑化を図る。**2023年2月1日から運用を開始**。

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

	2023年度		2024年度	
	2023年4月～9月	2023年10月～2024年3月	2024年4月～9月	2024年10月～2025年3月
① 新規に無保証で融資した件数	576,302	585,133	631,802	592,051
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	2,263	3,072	3,015	4,528
③ 新規融資件数	1,234,665	1,214,785	1,202,891	1,122,953
④ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資 ^(※3) 件数の割合【④＝(①＋②)／③】	46.9%	48.4%	52.8%	53.1%
	47.6%		52.9%	
⑤ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合	92.9%	97.2%	99.1%	99.8%
	95.0%		99.4%	
⑥ 保証契約を解除した件数 ^(※4)	67,510	59,269	43,223	38,522
⑦ メイン行 ^(※5) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	302		358	

【代表者の交代時における対応】

	2023年度	2024年度
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	8,509	7,196
	(17.2%)	(16.4%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	20,258	17,777
	(40.9%)	(40.4%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	19,425	17,689
	(39.2%)	(40.2%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,348	1,345
	(2.7%)	(3.1%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行98行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合144組合(全国信用協同組合連合会を含む)の合計529機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、「停止条件付保証契約」、「解除条件付保証契約」及び「ABL」をいう。

※3 「経営者保証に依存しない融資」とは、「無保証融資」及び「経営者保証の代替的な融資手法を活用した融資」をいう。

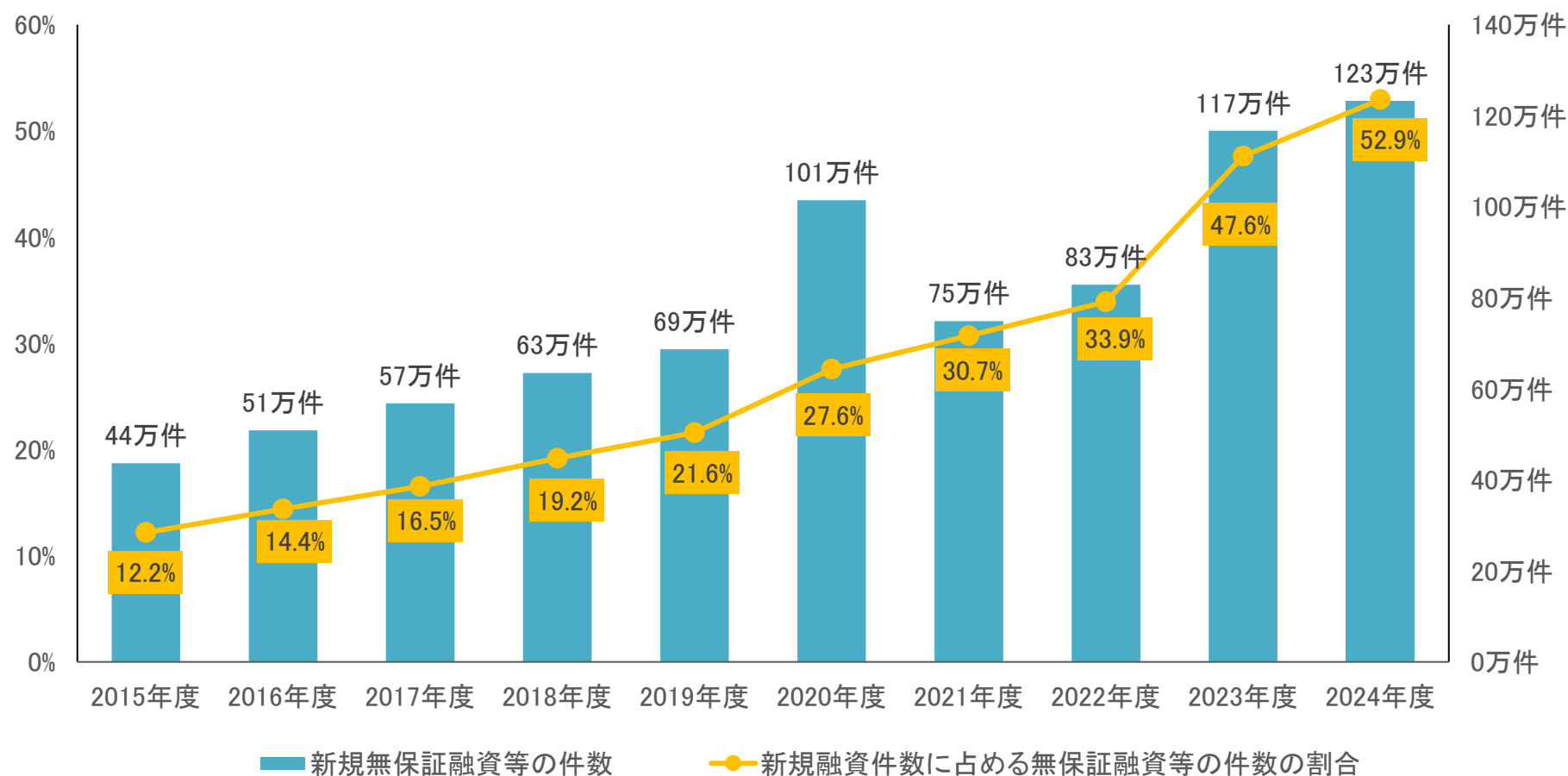
※4 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※5 メイン行の判定については、各金融機関の基準に依る。

(注)【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している融資先において代表者交代手続きが行われたことを民間金融機関が把握した際に、当該融資先に対して当該民間金融機関が実施した対応をいう。

民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

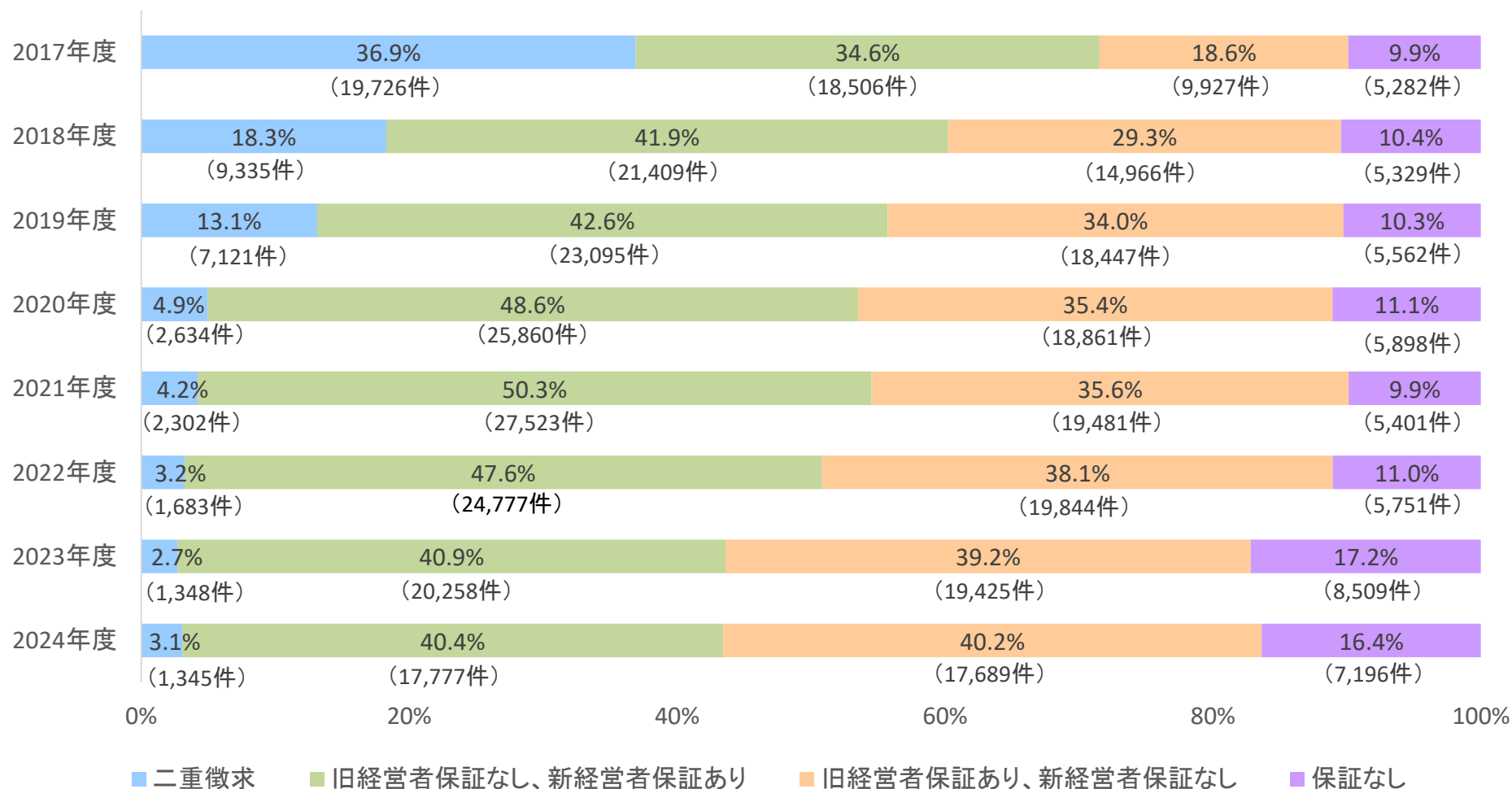
経営者保証に依存しない融資の実績の推移



(注) 新規融資件数に占める「無保証融資等の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合は、
2023年度実績: 95.0% → 2024年度実績: 99.4%

民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

代表者交代時の保証徴求割合の推移



(注) 旧経営者が保証を提供している融資先において代表者交代手続きが行われたことを民間金融機関が把握した際に、当該融資先に対して当該民間金融機関が実施した対応に関して、その件数割合を記載したもの。

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況

主要行等

2025年1月31日現在

銀行名	銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
みずほ銀行	https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三菱UFJ銀行	https://www.bk.mufg.jp/hojin/info/pdf/keieishahosho_guideline.pdf
三井住友銀行	https://www.smbc.co.jp/keieisya_hosyo/
りそな銀行	https://www.resonabank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/
三菱UFJ信託銀行	https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/kinvu_soudan_joukyou.html
みずほ信託銀行	https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三井住友信託銀行	https://www.smtb.jp/-/media/tb/general/facilitation/pdf/management-guarantee.pdf
SBI新生銀行	https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sites/keieisyahosyo.html
あおぞら銀行	https://www.aozorabank.co.jp/hojin/guideline/index.html

（注）銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）は予告なく変更、削除されることがある。

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況

地域銀行

2025年 1月31日現在

銀行名	銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
北海道銀行	https://www.hokkaidobank.co.jp/keieishahosyo/
北洋銀行	https://www.hokuyobank.co.jp/info/mng_guarantee.html
青森みちのく銀行	https://www.am-bk.co.jp/kojin/support/keieisyahosyou_guideline/pdf/guideline01_20230401.pdf
岩手銀行	https://www.iwatebank.co.jp/company/effort//facilitate.html
東北銀行	https://www.tohoku-bank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=1335
北日本銀行	https://www.kitagin.co.jp/company/information/management_guideline/
七十七銀行	https://www.77bank.co.jp/pdf/soudan/guideline_houshin.pdf
仙台銀行	https://www.sendaibank.co.jp/hojin/guideline/
秋田銀行	https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guideline/
北都銀行	https://www.hokutobank.co.jp/news/localfit.htm
荘内銀行	https://www.shonai.co.jp/information/fiduciary_duty/index.html
山形銀行	https://www.yamagatabank.co.jp/company/csr/smooth/img/20230621.pdf
きらやか銀行	https://www.kirayaka.co.jp/hojin/guideline/pdf/guideline01.pdf
東邦銀行	https://www.tohobank.co.jp/cms_source/data/newsrelease/files/20230516.pdf
福島銀行	https://www.fukushimabank.co.jp/keieisyahosyou/kihon/
大東銀行	https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/csr01.html
常陽銀行	https://www.joyobank.co.jp/relationship/relationship_03.html
筑波銀行	https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/
足利銀行	https://www.ashikagabank.co.jp/policy/mg_guideline.html
栃木銀行	https://www.tochigibank.co.jp/aboutus/policy/facilitation.html#page_link_01
群馬銀行	https://www.gunmabank.co.jp/enkatsu/enkatsu.html
東和銀行	https://www.towabank.co.jp/whatsnew/KiEisyHsyGidLine.html
埼玉りそな銀行	https://www.saitamaresona.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/index.html
武蔵野銀行	https://www.musashinobank.co.jp/company/keiei_guide.html
千葉銀行	https://www.chibabank.co.jp/company/sustainability/finance/
千葉興業銀行	https://www.chibakogyo-bank.co.jp/relay/enkatsuka.html
京葉銀行	https://www.keiyo-bank.co.jp/policy/financial_facilitation/
きらぼし銀行	https://www.kiraboshibank.co.jp/hojin/guidelines.html
東日本銀行	https://www.higashi-nipponbank.co.jp/about/contribution6.html
東京スター銀行	https://www.tokyostarbank.co.jp/hojin/access-corporate/assets/pdf/attempt.pdf
横浜銀行	https://www.boj.co.jp/boy/customer/keieisya-hosyou.html
神奈川銀行	https://www.kanagawabank.co.jp/public/kouken/keiei_hosho.html
第四北越銀行	https://www.dhbk.co.jp/company/csr/pdf/keieishahoshou_202409.pdf
大光銀行	https://www.taikobank.jp/guidelines/
山梨中央銀行	https://www.yamanashibank.co.jp/aboutus/policy/facilitation/
八十二銀行	https://www.82bank.co.jp/law/keieisya_hosyo.html
長野銀行	https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/9199.pdf
北陸銀行	https://www.hokugin.co.jp/guideline/financial_transaction/keieisyahosyo.html
富山銀行	https://www.toyamabank.co.jp/pages/kinvyu-torikumi/guidelines.pdf
富山第一銀行	https://www.first-bank.co.jp/pdf/keieihosyou.pdf
北國銀行	https://www.hokkoku-bank.co.jp/company/fsm/
福井銀行	https://www.fukuibank.co.jp/info/2023/keieihoshou_guideline.html
福邦銀行	https://www.fukuho.co.jp/web-box/upload/oshirase/keieisyahosyo_torikumihoushin_20230401.pdf
大垣共立銀行	https://www.okb.co.jp/assets/pdf/announcement/various/keieisha_01.pdf
十六銀行	https://www.juroku.co.jp/corp/files/torikumi.pdf
静岡銀行	https://www.shizuokabank.co.jp/companyinfo/csr_report/economy/kinvyu_enkatsuka.html
スルガ銀行	https://www.surugabank.co.jp/surugabank/corporate/enkatsu/guideline.html
清水銀行	https://www.shimizu-bank.co.jp/aboutus/approach/pdf/guide.pdf
静岡中央銀行	https://www.shizuokachuo-bank.co.jp/mng_guarantee/index.html
あいち銀行	https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/
名古屋銀行	https://www.meigin.com/pdf/management_guideline.pdf
三十三銀行	https://www.33bank.co.jp/doc/other/keieisyahosyoguideline.pdf
百五銀行	https://www.hyakugo.co.jp/keieisyahosyou/
滋賀銀行	https://www.shigagin.com/pdf/kinvyu_gaiyou.pdf
京都銀行	https://www.kyotobank.co.jp/kiyaku_houshin/keieishahosho.html
関西みらい銀行	https://www.kansaimiraibank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/
池田泉州銀行	https://www.sihd-bk.jp/aboutus/policy/management-guarantee-guidelines/
但馬銀行	https://www.tajimabank.co.jp/keieisyahosyou_torikumi.html
みなと銀行	https://www.minatobk.co.jp/important/guarantee_guideline.html
南都銀行	https://www.nantobank.co.jp/company/enkatsuka/pdf/torikumihoushin.pdf
紀陽銀行	https://www.kiyobank.co.jp/recommend/topics_guideline.html
鳥取銀行	https://www.tottoribank.co.jp/torijin/kpi/
山陰合同銀行	https://www.gogin.co.jp/about/policy/action_policy/index.html
島根銀行	https://www.shimagin.co.jp/wp-pe3at7db2s/wp-content/themes/shimagin/assets/pdf/toshi/disclosure/disclosure2024_h.pdf
中国銀行	https://www.chugin.co.jp/news/2353.html?v=2023&c=106
トマト銀行	https://www.tomatobank.co.jp/about/management_guarantee_supported_policy.html
広島銀行	https://www.hirogin.co.jp/company/facilitation_guideline/
もみじ銀行	https://www.momijibank.co.jp/outline/keiho_guideline/
山口銀行	https://www.yamaguchibank.co.jp/outline/keiho_guideline/
西京銀行	https://www.saikyobank.co.jp/personal/information/docs/202304172.pdf
阿波銀行	https://www.awabank.co.jp/assets/news20230403c.pdf
徳島大正銀行	https://www.tokugin.co.jp/newsrelease/keiei/
百十四銀行	https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2024disclosure/10.pdf
香川銀行	https://www.kagawabank.co.jp/news/kinkyu/keieihosyo_guidelines.pdf
伊予銀行	https://www.iyobank.co.jp/keieisyahosyou_guide.html
愛媛銀行	https://www.himegin.co.jp/policy/financial/keieihosyou.html
四国銀行	https://www.shikokubank.co.jp/profile/finance/

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況

地域銀行

2025年1月31日現在

銀行名	銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
高知銀行	https://www.kochi-bank.co.jp/about/our-approach/management-guarantee-guideline.html
福岡銀行	https://www.fukuokabank.co.jp/pdf/keieisha_hoshou.pdf
筑邦銀行	https://www.chikugin.co.jp/uploads/cont/about/keieisha_hoshou_240729.pdf
西日本シティ銀行	https://www.ncbank.co.jp/corporate/keieishahosho/
北九州銀行	https://www.kitakyushubank.co.jp/outline/keiho_guideline/
福岡中央銀行	https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/keieisha_hoshou.html
佐賀銀行	https://www.sagabank.co.jp/guide/hoshou-guideline.html
佐賀共栄銀行	https://www.kyogin.co.jp/guidelines.php
十八親和銀行	https://www.18shinwabank.co.jp/pdf/keieisha_hoshou.pdf
長崎銀行	https://www.nagasaki-bank.co.jp/top/top02/keieishahosho.html
肥後銀行	https://www.higobank.co.jp/aboutus/information/facilitation/manager_guideline.html
熊本銀行	https://www.kumamotobank.co.jp/pdf/keieisha_hoshou.pdf
大分銀行	https://www.oitabank.co.jp/news/article/topics/2023/20230621_001.html
豊和銀行	https://www.howabank.co.jp/wp-content/uploads/2023/06/20230421-1.pdf
宮崎銀行	https://www.miyagin.co.jp/cms-hjeg2ccvg8iv/wp-content/uploads/2024/11/2024.9_guideline.pdf
宮崎太陽銀行	https://www.taiyobank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=770
鹿児島銀行	https://www.kagin.co.jp/keieisyahosyou.html
南日本銀行	https://nangin.jp/information/contents/RELEASE_20231201_keieihosyou_guideline_policy.pdf
琉球銀行	https://www.rvugin.co.jp/corporate/news/61750/
沖縄銀行	https://www.okinawa-bank.co.jp/corporate/keieisyahosyo_guideline.html
沖縄海邦銀行	https://www.kaiho-bank.co.jp/pdf/information/2394.pdf

（注）銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）は予告なく変更、削除されることがある。

金融機関におけるM & A 支援の促進等に関する監督指針改正

背景

- ✓ 円滑な事業承継や企業の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aの重要性が増す中、金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の更なる強化の一環として、M&A後の事業統合作業（PMI）を含めたM&A支援にもより積極的に取り組むことへの期待が高まっている。
- ✓ また、経営者保証がM&A・事業承継の支障となるという指摘がある。

金融機関におけるM & A 支援の促進

事業者に対するコンサルティング機能の発揮に関して、以下の事項に係る金融機関の監督上の着眼点を明確化

- ✓ 事業者のニーズを十分に踏まえながら、PMIを含むM&A支援に積極的に取り組むこと
- ✓ また、そのための専門人材の育成・確保を含む健全かつ適切な業務運営体制の整備を図ること

M&A・事業承継における支障（経営者保証）を見直す枠組み

主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合において、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等の説明を事業者にすることを金融機関に求める

令和6年8月30日

各業界団体等代表者 殿

内	閣	府
金	融	庁
財	務	省
厚	生	労
農	林	働
水	産	省
	産	省
中	小	企
	業	庁

金融機関におけるM&A支援の促進等について

官民金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

円滑な事業承継や企業の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aの重要性が増す中、金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の更なる強化の一環として、M&A後の事業統合作業（PMI）を含めたM&A支援により積極的に取り組むことへの期待が高まっています。

また、経営者保証を取らない融資は新規融資について進んでいるものの、既存の債務については経営者保証が残っている場合が多く、M&A・事業承継における支障となり得るとの声もございます。M&A・事業承継など、主たる株主等が交代する場合には、経営体制に大きな変更が生じますが、こうした変更が生じた際には、既存の保証契約についても、保証継続の必要性について検討し、事業者等に説明等を行うことが重要であると考えられます。

こうした中、金融庁においては、金融機関によるM&A支援を一層促すとともに、M&A・事業承継時における経営者保証を見直す枠組みを構築すべく、中小企業庁においては、信用保証協会においても金融機関同様に経営者保証を見直す枠組みを構築すべく、監督指針の改正を行いました。

つきましては、今回の改正監督指針の趣旨・内容を踏まえた以下の対応について要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等に対する周知をお願い申し上げます。

記

1. 金融機関によるM&A支援促進

民間金融機関においては、自らの規模・特性、顧客企業のニーズ等を踏まえつつ、成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対して、PMIを含むM&A支援が一つの有用な選択肢となり得ることに留意しながら、最適なソリューションの提案について検討すること。

また、M&Aに関する支援業務を行う場合には、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること。

その上で、顧客企業に対するM&A支援の一環として、例えば最終契約（株式譲渡契約等）締結に向けた交渉やリスク事項の説明等の支援を行うに当たっては、M&A成立後のトラブル

ルを回避する観点から、「中小M&Aガイドライン」も踏まえ、適切に対応すること。

2. M&A・事業承継時における経営者保証への対応

民間金融機関においては、本年10月に適用予定の改正監督指針の趣旨・内容について営業現場の第一線まで漏れなく説明し、運用開始までに確実に浸透させること。また、事業者等の理解と納得を得ることを目的として、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すなど、事業者等の状況に応じた個別具体的な説明・記録に努めることを、各金融機関の企業文化として定着させるための態勢を整備すること。加えて、本部部署等において、適切に説明・記録が実施されているかどうか、監査やモニタリングにより確認すること。

さらに、今般の監督指針改正を踏まえ、新たに締結する保証契約のみならず、M&A・事業承継など主たる株主等が交代することを金融機関が把握した保証契約や、令和5年3月以前に締結した根保証契約についても、上記の対応を着実に実施すること。

なお、今般の監督指針改正が個人保証を制限する趣旨でないことを十分に理解し、貸し渋り、貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう留意すること。

3. 「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知

官民金融機関においては、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえ、経営者保証に依存しない融資を一層浸透・定着させるため、事業者等に対し、積極的に特則の周知を行うとともに、事業者等からの相談にもきめ細かく対応すること。

4. 「経営者保証に関するガイドライン」に係る取組方針の見直し

民間金融機関においては、『経営者保証に関するガイドライン』を融資慣行として浸透・定着させるための取組方針』について、外部環境や経営方針等の変化に応じて継続的に見直しの検討を行うこと。また、当該方針が未策定である場合には、早急に係る策定を行うこと。

5. 事例集を活用した態勢整備

民間金融機関においては、令和6年6月27日に公表した『経営者保証改革プログラム』を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集」も参考としつつ、規程の整備や研修を実施するなどの態勢整備を進めることで、個人保証に依存しない融資の促進に努めること。

6. 信用保証付融資の取扱い

民間金融機関においては、信用保証付融資に関しても、上記事項を踏まえた対応を着実にを行うこと。その上で、信用保証協会の審査の結果として経営者保証が必要となる場合には、民間金融機関においては、単に信用保証協会による審査結果のみを事業者等に伝えるのではなく、信用保証協会からの聞き取り等により、経営者保証の必要性に係る個別具体的な説明を行うとともに、信用保証協会においても、係る説明のために必要な協力を着実にを行うこと。

また、信用保証協会においては、経営者保証に依存しない融資に際しては、事業者等の状況に応じて、民間金融機関を介するなどして、本年3月に創設した「事業者選択型経営者保証非提供制度」についても活用を促すこと。

7. その他の事業者支援

官民金融機関及び信用保証協会においては、令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者の事業再生支援時に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証債務の整理を行う際には、係る保証人の被災状況などにも十分に配慮しながら対応すること。加えて、第三者の個人連帯保証に関しても、当該ガイドラインは適用され得るという点に留意し、係る保証履行時等においては、必要に応じて当該ガイドラインの活用を検討すること。

また、民間金融機関においては、令和6年3月8日付¹並びに令和6年6月7日付²で発出した要請文の通り、必要に応じて、本年2月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」も活用しながら、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能の強化に取り組むこと。なお、当該事業においては、利用実績のある民間金融機関から、職員のスキルアップ、新規顧客の開拓、事業者との相互理解の深化等による予兆管理の質の向上といった声があることも留意しつつ、必要な民間金融機関においては中小企業庁が作成した「早期経営改善計画策定支援事業事例集」も参照の上、組織内での体制構築や計画策定支援が必要となる事業者の選定等の取組を進めること。

以 上

¹ “「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について”を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240308-1/02.pdf>

² “コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について”を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240607/yousei.pdf>

令和 6 年 11 月 28 日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	石破	茂
財務大臣兼金融担当大臣	加藤	勝信
厚生労働大臣	福岡	資麿
農林水産大臣	江藤	拓
経済産業大臣	武藤	容治

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

足元では、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在します。そのため、金融機関においては、資金需要の高まる年末、年度末に向けて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、事業者の経営課題が多様化する中、経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むことの必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府においては、11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を決定し、事業者の資金調達の円滑化等を図りつつ、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援するための各種施策を行っていくこととしたこと等を踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等とあわせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、物価高や人手不足等といった足元の経営環境の変化がある中、資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、賃上げや生産性向上投資等の成長に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、令和7年3月末まで申込期限が延長された「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用を促進すること。

2. 条件変更、借換え

既往債務の条件変更や借換え等について、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直しの協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、事業者の実情を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行うこと。加えて、事業者の実情に応じて以下①. から③. までに掲げる施策も活用しつつ、その返済負担軽減を図ること。

- ①. 日本政策金融公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等（本年12月末で申込終了）について、その用途の多くが借換えであることを踏まえて新たに措置する予定の「危機対応後経営安定貸付」
- ②. 経営改善・再生計画の策定を促した上で借換え需要にも応える「経営改善サポート保証制度」について、「感染症対応型」の後継として新たに措置する予定の「経営改善・再生支援強化型」
- ③. 信用保証付融資の借換えに活用可能な、小規模事業者向けの「小口零細企業保証」（100%保証）や、認定経営革新等支援機関の支援がある場合に保証料を低減する「経営力強化保証」（80%保証）

3. 自然災害の被災者等への支援

令和6年能登半島地震をはじめとする自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人の生活や個人事業主の事業の再建に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用も含め、被災した個人や個人事業主に寄り添った支援に努めること。

同じく、災害等の影響を受けた事業者の資金繰り支援に際しては、以下①. から⑤. までに掲げる施策も活用しつつ、引き続き、その資金繰りに重大な支障が生じないように、また、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題の解消に資するよう、事業者に寄り添ったきめ細かい対応に努めること。

- ①. 一般保証とは別枠での「セーフティネット保証4号」
- ②. 一般保証及びセーフティネット保証とは別枠での「災害関係保証」
- ③. 令和6年能登半島地震の被災地に限り申込期限を延長している「コロナ借換え保証」

- ④. 日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」等（本年9月の「低気圧と前線による大雨に伴う災害」による追加被害を被った事業者の資金繰り支援にも活用可能）
- ⑤. 「能登半島地震復興支援ファンド」

また、本年の令和6年能登半島地震の発生や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発出を踏まえ、事業継続計画（BCP）の点検や見直しをはじめ、災害時への備えを着実に実施すること。

4. 経営支援

物価高や人手不足への対応等、事業者の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じた経営改善、事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと。その際、以下①. から⑥. までの掲げるような事項も踏まえて対応するとともに、必要に応じて中小企業活性化協議会、事業承継・引き継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう事業者に促すこと。

- ①. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の更なる活用に向けて、その趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図り、円滑な事業再生や廃業に向けた主体的な支援を講じること。その際、金融庁、財務局その他関係機関が提供する機会等も活用しながら、引き続き、地域における事業再生人材の育成や、弁護士等の専門家との連携強化等に努めること。
- ②. 再生可能性の高い中小企業の情報を年金事務所や税務署等の公租公課の徴収現場や金融機関等に共有することで、公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判断・決定を促すことを通じて、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す仕組みとして本年6月に創設した「事業再生情報ネットワーク」について、引き続き、事業者等に対して必要な周知を行うとともに、本ネットワークを活用した柔軟な事業者支援に努めること。
- ③. 廃業手続の早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図るとともに、経営者等の個人破産の回避に向けて誠実に対応すること。加えて、意欲ある経営者等の円滑な再チャレンジに向けた資金繰り支援についても柔軟に対応すること。また、係る保証債務の整理の検討に際して、事業者の実情に応じて、新たに措置する予定の中小企業活性化協議会による再チャレンジ支援制度の活用を検討すること。
- ④. 事業者の抱える課題解決を先送りせず、早め早めの対応を促していく観点から、引き続き、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の早期の策定や必要な見直しに向けて積極的に取り組むとともに、あわせて、係る計画の実現に向けたきめ細かい支援を講じること。
- ⑤. 本年2月より民間金融機関が中小企業に行う計画策定支援も時限的に補助の対象に追加した「早期経営改善計画策定支援事業」については、現場のニーズも踏まえ、係る時限措置の申込期限を令和7年1月から令和10年1月まで大幅に延長し、支援対象企業の要件も拡充するこ

とを予定しており、民間金融機関においては、こうした各種支援施策も活用しつつ、自身のコンサルティング機能を発揮して事業者の経営改善・再生支援に努めること。なお、足元では、「早期経営改善計画策定支援事業」を積極的に活用する金融機関において、信用保証付融資に関し、保証承諾時にプロパー融資が無い割合が低い、代位弁済率が低いといった傾向があることも踏まえ、利用実績の乏しい金融機関においてもその積極的な活用に向けて検討すること。

⑥. 民間金融機関においては、自らの規模・特性、顧客企業のニーズ等に応じて、成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対し、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（本年8月30日付改正、10月1日適用開始）を踏まえ、PMIを含むM&A支援について検討するとともに、実際に支援を行うに際しては、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること。その上で、顧客企業に対するM&A支援の一環として、例えば最終契約（株式譲渡契約等）締結に向けた交渉やリスク事項の説明等の支援を行うに当たっては、M&A成立後のトラブルを回避する観点から、「中小M&Aガイドライン」（本年8月30日に第3版へと改訂）も踏まえ、適切に対応すること。また、必要に応じて「事業承継・引継ぎ補助金」の積極的な活用も検討すること。

加えて、売上や収益を向上させ持続的な成長軌道に乗るための支援を必要とする事業者等に対しては、地域経済の成長や雇用の拡大といった地域への裨益の観点や、以下①. から③. までの掲げるような事項も踏まえ、係る資金繰り支援とともに経営力強化に向けた支援を継続・強化するように努めること。

- ①. 民間金融機関においては、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が提供する、地域企業と大企業人材とのマッチングを行うためのプラットフォームである「レビキャリ」を有効に活用し、地域企業への経営人材の登用を推進することを通じて、その事業の維持・成長に向けた取組を後押しすること。
- ②. 日本政策金融公庫等による「新型コロナ対策資本金劣後ローン」の取扱終了後（令和7年2月末）、通常の資本金劣後ローンについて、成長資金を必要とする事業者を対象に追加する等の見直しを行う予定であり、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すだけでなく、構造的な賃上げの実現に向けて省力化投資等に挑戦する事業者に対しての成長支援の手段として、積極的にその活用を検討すること。あわせて、官民金融機関においては、協調融資商品の組成拡大等に努めること。
- ③. 日本政策金融公庫等においては、「賃上げ貸付利率特例制度」により、従業員の賃上げに取り組もうとする事業者の金利負担を軽減することにより、その賃上げの継続を支援すること。

5. 経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、令和4年12月23日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」及び同日付で策定した「経営者保証改革プログラム」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図

ること。また、民間金融機関においては、本年 8 月 30 日付で改正し 10 月 1 日に適用開始した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を踏まえ、引き続き、M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合には、経営者保証の解除に向けた見直し及び事業者等への説明を着実に実施すること。こうした際、経営者保証に関する事業者等への説明・記録や、本部部署等における監査やモニタリング等の一層円滑かつ着実な実施、あるいは、信用保証協会との更なる連携強化等に向け、金融庁が作成する事例集も参照しながら、引き続き、必要な態勢整備を図ること。

加えて、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」や「経営者保証改革プログラム」に基づく取組が金融機関や事業者の着実な行動変容につながっていることを踏まえ、係る行動変容を更に拡大していくべく、自身の経営資源の状況や事業者とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、令和 5 年 3 月以前に締結したものも含む既往の経営者保証契約について、事業者からの問い合わせや、事業者に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で、監督指針に沿った説明や記録を行うこと。

また、信用保証付融資に関しては、信用保証協会と民間金融機関とが連携して、事業者のニーズに応じて、「事業者選択型経営者保証非提供制度」の活用を積極的に検討すること。

6. 他の金融機関や支援機関との連携

自身のメイン先である事業者に対しては勿論のこと、コロナ禍において実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった事業者や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した事業者等に対しても支援がおろそかなものとならないよう、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、他の金融機関や支援機関等と早期から密接に連携し、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証付融資の別等にかかわらず、事業者に寄り添った継続的な伴走支援に努めること。

また、今後、プロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度を新たに措置する予定であり、民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者のニーズに応じて当該制度を積極的に活用することにより、民間金融機関によるプロパー融資の増加や金融仲介機能の一層の発揮を通じて、事業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に着実に応えていくこと。

7. 住宅ローン等

住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況、ニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

8. 手形等のサイト短縮に取り組む事業者への支援

令和 6 年 11 月から下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）における手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイト短縮に係る新たな指導基準の運用が開始されたが、手形等のサイトの短縮に向けてはサプライチェーン全体で取り組むことが重要であ

ることを踏まえ、同法の対象とならない取引も含め、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者に対し、きめ細かな資金繰り支援に努めること。

9. ALPS 処理水放出の影響を受けた事業者への支援

ALPS 処理水（多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう。）の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響を受けて経営等に支障を来す輸出業者や水産加工業者、卸売業者等の事業者については、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すべく、民間金融機関及び信用保証協会においては令和 7 年 2 月 23 日まで申込期限が延長された「セーフティネット保証 2 号」等の活用を、日本政策金融公庫等においては「セーフティネット貸付」等の活用を、それぞれ事業者の実情に応じて積極的に促進すること。

以 上

- 金融機関による事業者支援は、コロナ禍での資金繰り支援に注力した段階から、一步先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組む新しい段階へと移行。
- 2024年度は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」で定められた準則型私的整理手続を活用し、官民金融機関（※）において、**再生型（債務減免を含む）80件、再生型（債務減免を含まない）17件、廃業型120件の計217件**の事業再生計画・弁済計画が合意されたことを、金融庁・中小企業庁にて確認。

※銀行・信用金庫・信用組合・日本公庫・商工中金

計画成立件数

	2022年度	2023年度	2024年度	合計
再生型	19	75	97	191
債務減免を含む	11	45	80	136
債務減免を含まない	8	30	17	55
廃業型	9	58	120	187
合計	28	133	217	378

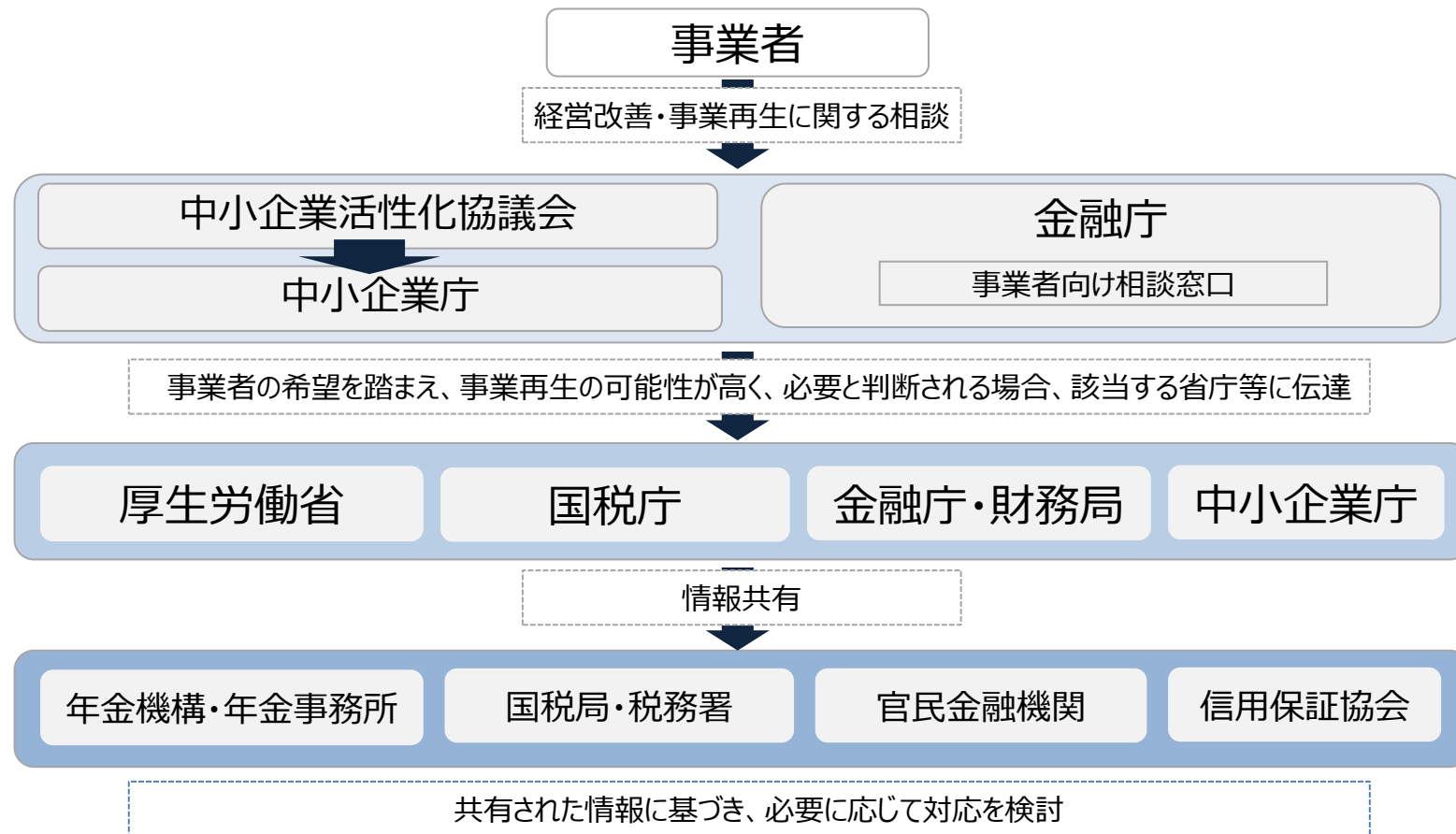
都道府県別の計画成立件数（事業者の所在地ベース、2022年度～2024年度累計）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
27	3	5	8	2	5	2	9	12	4	9	15	46	17	17	7	5	6	-	4	-	18	15	1
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
10	15	32	18	5	2	1	1	12	3	4	1	4	5	5	7	-	4	3	-	2	4	3	378

事業再生情報ネットワークについて

(資料15)

- 資金繰り支援はコロナ前の水準に戻していく一方で、関係省庁が連携して、再生支援を強化していくべく、2024年3月の「再生支援の総合的対策」を踏まえて、事業再生情報ネットワークの運用を**2024年6月から開始**。
- **再生可能性の高い中小企業の情報**（例：再生支援の見込み、金融支援による財務改善見込み等）**について**、中小企業活性化協議会や金融庁に設置する相談窓口より**関係省庁を通じて、公租公課の徴収現場**（年金事務所、税務署等）や金融機関等に共有することで、**公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判断・決定に資する仕組み**を構築し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す。



※地方税の課税主体である各地方団体に対しては、総務省から本ネットワークの趣旨等を周知。

※中小企業庁・金融庁等から中小企業活性化協議会・官民金融機関に対し、①公租公課の納付状況の確認、②公租公課は優先納付されるべき債権であることや納付計画を遵守しない場合のリスクの周知、③必要に応じた資金繰り支援や納付計画策定支援など、事業者支援の徹底を要請。

1. 2024年3月に「再生支援の総合的対策」を策定してから1年が経過。中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）への相談件数も過去最高水準に達し、事業再生支援ニーズはより一層高まっている状況。
2. 足元では、債権者の多数決と裁判所認可により金融債務の減免等を可能とする早期事業再生法案が閣議決定。中小企業向けには、更に、協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した支援を一層充実させていく必要がある。特に、**抜本再生・再チャレンジ案件が増加していることを踏まえ、時機を逃すことなく、「早期」に必要な支援を提供できるよう体制を強化する。**

1. 早期相談に向けた取組強化

- 信用保証協会から協議会への案件持込も一定の成果が出始めているが、事業再生支援ニーズの高まりも踏まえ、**一層の促進。**
- コロナ禍で信用保証協会が実質メインとなる事業者が増加したこと等を踏まえ、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の体制強化等、効果的な事業者支援の実行に向けて、**経営情報のモニタリングの高度化**を図る仕組みを構築するよう促す。
- 再チャレンジ支援が増加する中、関係機関も含め、**経営状況の悪化が進んでしまった段階での相談にならないよう意識を醸成。**

① 信用保証協会向け監督指針改正後のPDCAの徹底

→信用保証協会による協議会への持込状況の把握や主体的な検討に基づく支援状況を確認【2025年夏頃】

② 金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の拡充・延長

→2025年2月に実施した民間金融機関による支援要件の拡充と期限延長を契機として、事業の通称をポストコロナ事業からVアップ事業に変更【2025年4月～】

③ 中小企業・小規模事業者の経営状況の「予兆管理における着眼点」を整理・公表

→信用保証付融資先の予兆管理の取組を促進【2025年3月】

④ 経営悪化の予兆が検知された場合の情報共有・連携の考え方を整理・公表

→税理士等の認定経営革新等支援機関とも連携し、経営状況のモニタリング結果の活用の方針を検討【2025年3月】

⑤ 中小企業・小規模事業者が一定の経営情報を提供するインセンティブの具体化

→予兆管理・モニタリングの強化に向けて、中小企業による経営情報の提供を要件とした支援策の導入等を検討【2025年度中】

⑥ 再チャレンジ事例集の公表

→早期決断による円滑な再チャレンジの意識醸成に活用【2025年4月】

2. 事業再生支援の体制強化

- 事業再生支援ニーズの高まりに対応すべく、政府系金融機関との連携も含め、**各地域での事業再生支援の専門家育成を一層促進。**
- 対象事業者が躊躇せず、円滑な再チャレンジフェーズに移行できるよう、**再チャレンジ支援内容を拡大。**
- 信用保証付融資割合の高い事業者の相談が増えている中で、**抜本再生のための求償権放棄手続を迅速化。**

中小企業活性化協議会・事業再生GL

- ① **トレーニー研修制度・協議会補佐人制度の活用や全国本部のサポート強化**等による専門家育成
→トレーニー派遣の経験ある地銀・信金・信用保証協会割合を5割に
→協議会補佐人制度の活用協議会を倍増
→「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家不在地域を解消（12→0）
→全国本部によるサポート体制強化により低評価協議会を中心とした協議会の支援レベルを向上【2025年度中】
- ② **再チャレンジ支援の拡充**
→一定の条件の下、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等に対する支援を実施【2025年3月～】
- ③ **個人事業主の債務免除益の税務上の取扱いの明確化**
→協議会スキーム及び「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき策定された再生計画により個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いを、国税庁への照会により明確化・公表【2025年1月】

政府系金融機関

- ① **日本政策金融公庫等の事業再生等に関するノウハウ・ネットワークの活用**
→全国ネットワークを通じた事業再生支援のノウハウを活かし、引き続き関係機関（民間金融機関、協議会）との連携を促進
→事業再生途上にあり、事業承継の課題も抱える事業者に対して、関係機関と連携した計画策定支援の促進
（※）事業再生に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の実施
- ② **商工中金の事業再生支援機能の強化**
→協議会との事業再生ノウハウ共有や人的サポート・連携体制を強化【2025年春頃】
→経営改善に向けた長期戦略策定サービスを創設し、本部の専門人材が営業店と一体的に策定を支援【2025年春頃】
→全国型再生ファンド活用促進、地銀との連携強化
→本部において事業再生の専門人材の配置を拡大するとともに、社内資格の「経営サポーター」取得者のノウハウ向上により、商工中金の対応力を底上げ

保証付融資の求償権放棄円滑化

- ① **「自治体における求償権放棄手続の手引（仮称）」の策定・公表**
→自治体内手続迅速化に向け、手続時の参考資料を提供【2025年夏頃】

民間金融機関

- ① **「経営者保証改革プログラム」等に関する取組状況のフォローアップ**
→民間金融機関が経営者保証を締結する際の説明・記録の状況等をフォローアップ【2025年】
- ② **経営改善・事業再生支援の取組状況のフォローアップ**
→早期の経営改善・事業再生支援に向けた民間金融機関の取組状況（「早期経営改善計画策定支援事業」の活用状況、事業承継・M&Aに係る支援の状況含む）をフォローアップ【2025年度】

3. その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

- ① **「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の開始**
→協議会等の関与のもとで策定した計画の実行に必要な資金を、信用保証付融資で支援【2025年3月14日～】
- ② **日本政策金融公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充**
→コロナの影響の有無によらず、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化【2025年3月～】
- ③ **「協調支援型特別保証制度」の開始**
→民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮【2025年3月14日～】
- ④ **日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付金利引下げ措置の延長**
→原油価格上昇等の物価高騰に苦しむ事業者向けの資金繰り支援を継続【2025年4月～】

令和 7 年 3 月 1 8 日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	石破	茂
財務大臣兼金融担当大臣	加藤	勝信
厚生労働大臣	福岡	資麿
農林水産大臣	江藤	拓
経済産業大臣	武藤	容治

「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

官民金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

足元では、多様化する経営課題への対応に向けた支援を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むことの必要性が高まっています。現に、中小企業活性化協議会への相談件数は過去最高を更新するなど、今後とも、事業再生支援ニーズは更なる高まりを見せていくものと想定されます。

こうした中、政府においては、3月17日に「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」をとりまとめたことを踏まえ、以下の事項について要請いたしますので、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」における要請事項等とあわせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 早期相談に向けた取組強化

足元では、中小企業活性化協議会への相談件数が過去最高を更新するなど、早期から経営改善・事業再生を支援していくことへのニーズは更なる高まりを見せている。また、コロナ禍を経て、信用保証協会への保証申込時点において、プロパー融資のある事業者の割合が減少し、信用保証協会が実質的にメインとなるなど、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の重要性が一層高まっている。こうしたことを受け、以下に掲げる取組等を通じて、事業者からの早期相談に対する着実な対応強化を図ること。

- 「信用保証協会向けの総合的な監督指針」改正後のフォローアップ

信用保証協会においては、信用保証付融資の割合が高い事業者について、民間金融機関をはじめとした関係者と目線合わせを行うなどの連携の上、主体的に事業再生支援等の必要性を検討し、引き続き、必要に応じて、直接又は間接的に中小企業活性化協議会への相談持込を実施すること。また、こうした取組を含め、経営改善・事業再生支援等の取組については、信用保証協会自らがフォローアップを実施し、中小企業活性化協議会への持込状況や支援先のターゲットのみならず、令和6年6月に改正した「信用保証協会向けの総合的な監督指針」に基づいて設定された目標の達成状況を検証・更なる課題を抽出するなど、「見える化」やPDCAを徹底すること。

- 拡充・延長した「早期経営改善計画策定支援事業」の活用

令和6年2月より民間金融機関が中小企業に対して行う計画策定支援も時限的に補助の対象に追加した「早期経営改善計画策定支援事業」については、現場のニーズも踏まえ、係る時限措置の申込期限を令和7年1月から令和10年1月まで大幅に延長の上、支援対象企業の要件も拡充した。あわせて、令和7年4月からは事業の通称を「ポストコロナ持続的発展計画事業（ポスコロ事業）」から「バリューアップ支援事業（Vアップ事業）」に変更する。民間金融機関においては、事業者の実情に応じて当該事業も活用しつつ、自身のコンサルティング機能を発揮して、事業者の経営改善・事業再生支援や再チャレンジ支援に努めること。その際、事業者の実情に応じて、財務状況や事業内容のみに留まらず、経営者自身の年齢や健康状態、後継者の有無といった今後の経営に影響を及ぼし得る要素を可能な範囲で幅広く可視化しながらコミュニケーションをとることに努めること。なお、足元では、「早期経営改善計画策定支援事業」を積極的に活用する金融機関において、信用保証付融資に関し、保証承諾時にプロパー融資が無い割合が低い、代位弁済率が低いといった傾向があることも踏まえ、これまで利用実績の少ない金融機関においても、事業者のニーズを踏まえつつ、より積極的な活用に向けて検討すること。

- 「予兆管理における着眼点」の活用

信用保証協会や民間金融機関等においては、今後中小企業庁が作成する、より早期に事業者の経営悪化の予兆を把握して必要な支援を講じていくための基本的な事項を示した「予兆管理における着眼点」も踏まえつつ、経営悪化の予兆を検知した場合における関係者間での情報共有・連携を含めた予兆管理体制を構築し、適時性のあるモニタリングを通じた事業者の経営力の強化に取り組むこと。加えて、事業再生支援ニーズの高まりも踏まえ、経営状況が悪化していることの予兆を適切なタイミングで把握するための体制強化や効果的な事業者支援に向けて、事業者が経営情報を提供することのインセンティブ組成も含めて、経営情報のモニタリングの高度化を図る仕組みを検討すること。

- 再チャレンジに関する事例集の活用

中小企業活性化協議会においては、今後中小企業庁が作成する再チャレンジに関する事例集を積極的に活用し、事業者の意識醸成を図りつつ、早期決断による円滑な再チャレンジを促していくこと。

2. 事業再生支援の体制強化

物価高や人手不足への対応等の影響も受け、近年、事業者の経営課題が多様化する中、引き続き、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援や再チャレンジ支援に取り組むことが極めて重要である。こうしたことを踏まえ、金融機関や支援機関、専門家といった関係者が早期から一層密接に連携しつつ、以下に掲げる取組等を通じて、一歩先を見据えた早期からの事業者支援に取り組むこと。

- トレーニー研修制度や協議会補佐人制度の活用促進等を通じた体制強化

中小企業活性化協議会においては、増大する事業再生支援ニーズに着実に対応するための体制強化に取り組むとともに、モニタリングを強化し再生計画等の実現に向けた伴走支援を行うこと。特に、足元で債権放棄案件や再チャレンジ案件が増加していることも踏まえ、中小企業活性化協議会内外における人材育成と体制強化が重要であることを意識して、トレーニー研修制度や協議会補佐人制度の活用を促進すること。加えて、地域全体での支援体制を強化すべく、勉強会や情報交換会等の開催を通じて、地域金融機関や信用保証協会、士業団体、他支援機関、再生系サービサー等の関係者との有機的な連携体制を構築すること。

また、中小企業活性化協議会が有する再生支援のノウハウを民間金融機関や信用保証協会に還元することを目的として実施しているトレーニー研修制度に関しては、当該制度活用実績のある民間金融機関や信用保証協会において、中小企業活性化協議会への持込件数や中小企業活性化協議会での再生計画等の策定支援につながった件数が、当該制度活用実績のない民間金融機関や信用保証協会と比較して増加するなど、事業再生人材の育成に際して一定の効果が見られる点を踏まえ、特に活用実績のない民間金融機関や信用保証協会においては、必要に応じて当該制度を活用しながら、引き続き、事業再生人材の育成に努めること。

- 拡充する再チャレンジ支援の活用

中小企業活性化協議会においては、足元で再チャレンジフェーズの事業者からの相談が大幅に増加していることを踏まえ、当該事業者の早期決断を促して真の再チャレンジにつなげることができるよう、新たに拡充する中小企業活性化協議会の支援を有効に活用すること。

- 事業再生支援等に関するノウハウやネットワークの活用

日本政策金融公庫等においては、その全国ネットワークを活かし、引き続き、これまで培ってきた事業再生支援のノウハウを民間金融機関や中小企業活性化協議会等に共有するなど、連携強化を図りながら、全国各地での事業者の経営改善・事業再生支援に取り組むこと。また、再生途上にありながら事業承継の課題も抱える事業者に対しては関係機関と連携して計画策定を支援するほか、事業再生支援に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の活用も促進すること。

商工組合中央金庫においては、これまで培ってきた事業再生等のノウハウを活用し、人的サポートも含めて、中小企業活性化協議会との連携を強化すること。また、中小企業の経営改善に向けた長期戦略策定支援を創設するとともに、全国型事業再生ファンドの活用強化に取り組むことにより、中小企業の経営改善・事業再生支援に取り組むこと。加えて、令和5年に改正した商工中金法の趣旨を踏まえ、業務範囲の見直しに向けた準備を加速すること。

中小企業活性化全国本部においては、全国の中小企業活性化協議会の支援レベルの底上げを図るべく、各種研修のサポートや最新の支援事例の共有、協働支援案件への取組等を通じ、各協議会の常駐専門家のスキルアップの取組を強化すると共に、低評価協議会の業務改善をサポートすること。また、足元で支援件数が増加する中、中小企業活性化協議会の業務効率化に向けて、入力負担の軽減やシステム上での迅速な実績収集が可能となるよう、業務システムの見直しを行うこと。

- 「自治体における求償権放棄手続の手引（仮称）」の活用促進

信用保証協会においては、自治体が損失補償契約を締結している信用保証付融資に関する求償権放棄の手続が迅速に行えるよう、自治体内での手続の円滑化に協力すること。その際、必要に応じて、今後中小企業庁が自治体向けに作成・配布する予定の、「自治体における求償権放棄手続の手引（仮称）」の活用を促すこと。

- 「経営者保証改革プログラム」等に関する取組状況のフォローアップを踏まえた対応

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けては、令和4年12月23日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」及び同日付で策定した「経営者保証改革プログラム」（以下「経営者保証改革プログラム」等）という。）に沿った取組が進捗しており、令和6年度上半期の取組実績としては、

- 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数の割合が、52.6%（令和5年度の通年の実績は47.5%）
- 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資」の件数との合計の割合が、98.8%（令和5年度の通年の実績は94.8%）

にそれぞれ達するなど、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着が着実に進んできているものと評価できる。

係る取組状況を踏まえつつ、民間金融機関においては、「経営者保証改革プログラム」等の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図ることで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて取り組むこと。また、「経営者保証改革プログラム」に掲げる、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資」の件数との合計の割合を 100%とする目標の達成に向けて、引き続き、着実に取組を進めること。その際、係る取組状況等に鑑みて今後金融庁が実施するフォローアップも踏まえて、必要に応じて更なる取組促進を図ること。

加えて、「経営者保証改革プログラム」等に基づく取組が金融機関や事業者の着実な行動変容につながっていることを踏まえ、係る行動変容を更に拡大していくべく、引き続き、自身の経営資源の状況や事業者とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、令和 5 年 3 月以前に締結したものも含む既往の経営者保証契約について、事業者からの問い合わせや、事業者に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で、監督指針に沿った説明や記録を行うこと。

あわせて、令和 6 年 3 月の取扱開始から 1 年を迎えた「事業者選択型経営者保証非提供制度」については、令和 7 年 3 月 7 日時点で約 13,000 件、約 2,300 億円の保証承諾実績（速報値）となっており、引き続き、事業者の実情に応じて、信用保証協会と連携しつつ、同制度の活用を積極的に検討すること。

- 適切な事業者支援に向けた対応

民間金融機関においては、顧客企業とのきめ細かなコミュニケーションを通じ、できる限りその事情や背景等を確認・把握すること。その際、無登録で融資の媒介を業として行っていた者がいた事例や、後継者のいない企業に買収を持ち掛けた上で資産を譲渡させてから放置した悪質な M&A 仲介業者がいた事例のように、第三者による不適切な関与が疑われる場合は、警察当局との連携も視野に含めた、適切なソリューションの提案・実行に努めること。

3. その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

1. 及び 2. に掲げるものの他、関係省庁において経営改善・事業再生に資する支援インフラを順次整備・運用していることを踏まえ、以下に掲げる取組を講じること。

- 「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の活用

民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者の実情に応じて、経営改善・事業再生計画の策定を促した上で借換え需要にも応える「経営改善サポート保証制度」の類型として新たに措置する「経営改善・再生支援強化型」（注：100%保証は 100%保証で借換え、保証料 0.3%、上限 2.8 億円、保証期間 15 年以内）を活用しつつ、事業者の返済負担軽減を図ること。

- 資本性劣後ローンの活用

日本政策金融公庫等においては、経営改善・事業再生の更なる促進のため、民間金融機関とも連携し、「事業再生・企業再建支援資金」等を活用した支援に積極的に取り組むこと。加えて、過大な債務等に苦しむ事業者に対しては、その実情に応じて、令和7年3月より要件を見直した通常の資本性劣後ローン（注：①適用利率を4.65%から3.95%に引き下げるなど、②限度額10億円→15億円等）によってその財務基盤の強化を図りつつ、経営改善・事業再生を促すとともに、構造的な賃上げの実現に向けて省力化投資等に挑戦する事業者に対しての成長支援の手段としても、積極的にその活用を検討すること。あわせて、官民金融機関においては、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

- 「協調支援型特別保証制度」の活用

民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者の実情に応じて、令和7年3月に新たに開始した「協調支援型特別保証制度」を積極的に活用し、民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮を通じて、事業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に着実に応えていくこと。

- 「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用

日本政策金融公庫等においては、事業者の実情に応じて、物価高騰による影響が長期化していることも踏まえて令和7年4月以降も取扱期間が延長された「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用を引き続き促進すること。

- 「セーフティネット保証5号」の業種指定の変更に向けた対応

信用保証協会においては、令和7年10月以降、中小企業庁が「セーフティネット保証5号」に係る不況業種指定をコロナ前基準に戻す予定であることを踏まえ、業況が厳しい事業者に対して、金融機関等を通じて周知するなどの必要な対応を行うこと。

- 抜本的な事業再生支援の検討

日本政策金融公庫等においては、地域経済の産業活力を維持する観点から、関係機関とも連携のうえ、資本性劣後ローンによる支援をはじめ、多様な再生手法の活用による抜本的な事業再生を検討するなど、事業者の実情に応じた再生支援に取り組むこと。

- 「事業再生情報ネットワーク」の活用

令和6年6月に創設した「事業再生情報ネットワーク」については、令和7年2月末までに延べ41件の相談を受け付けており、公租公課の確実な納付と事業再生との両立が図られた事例も出てくるなど、一定の成果が生まれている。

係る取組状況を踏まえつつ、官民金融機関等においては、引き続き、関係者間で連携しつつ、事業者等に対して必要な周知を行うとともに、本ネットワークを活用した柔軟な事業者支援に努めること。

4. 資金繰り支援、条件変更・借換えに係る対応

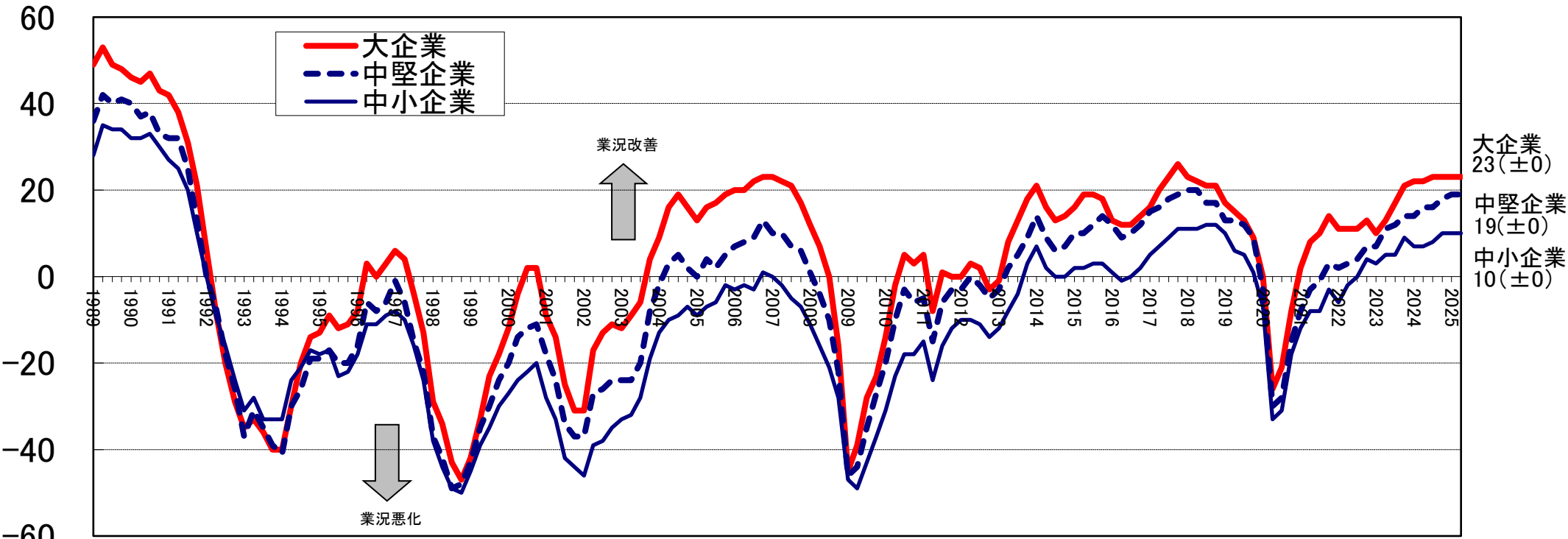
事業者への資金繰り支援については、物価高や人手不足等といった足元の経営環境の変化がある中で資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、賃上げや生産性向上投資等の成長に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

既往債務の条件変更や借換え等については、官民金融機関が事業者から条件変更等の申込みを受けた場合のこれまでの応諾率が99.2%（令和2年3月10日から令和6年9月末までの実績）であることも踏まえつつ、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直しの協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、事業者の実情を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行うこと。

以 上

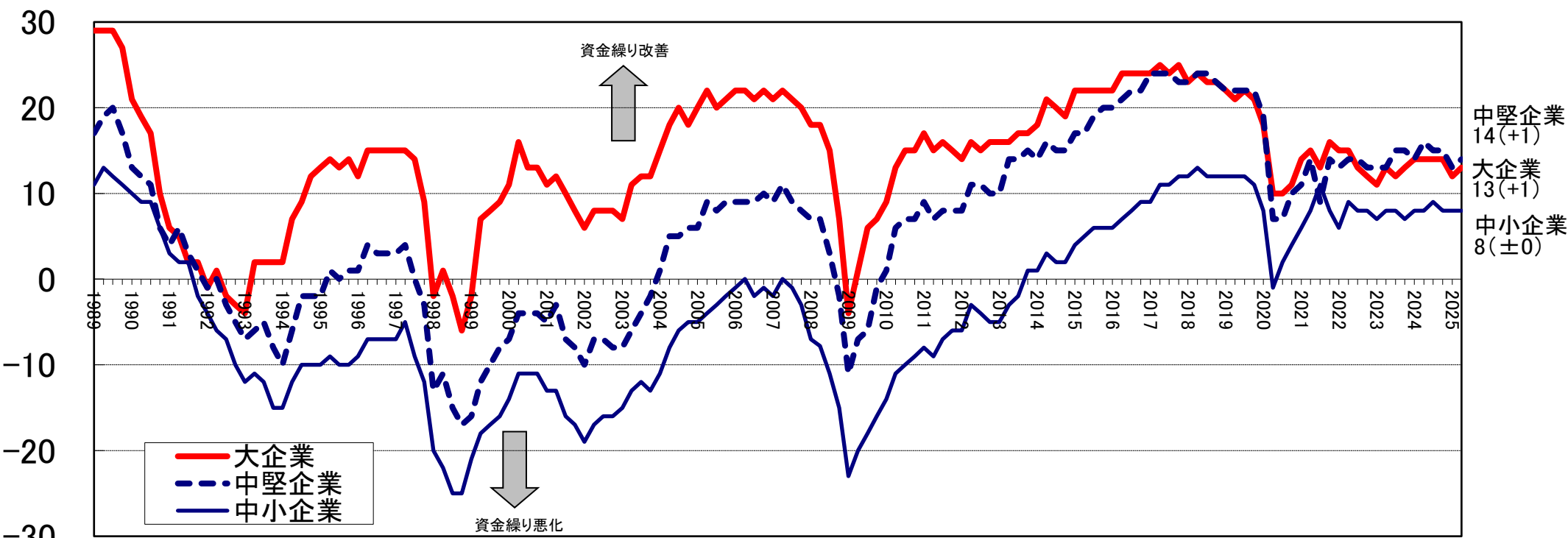
日銀短観D. I. の推移

○ 業況判断



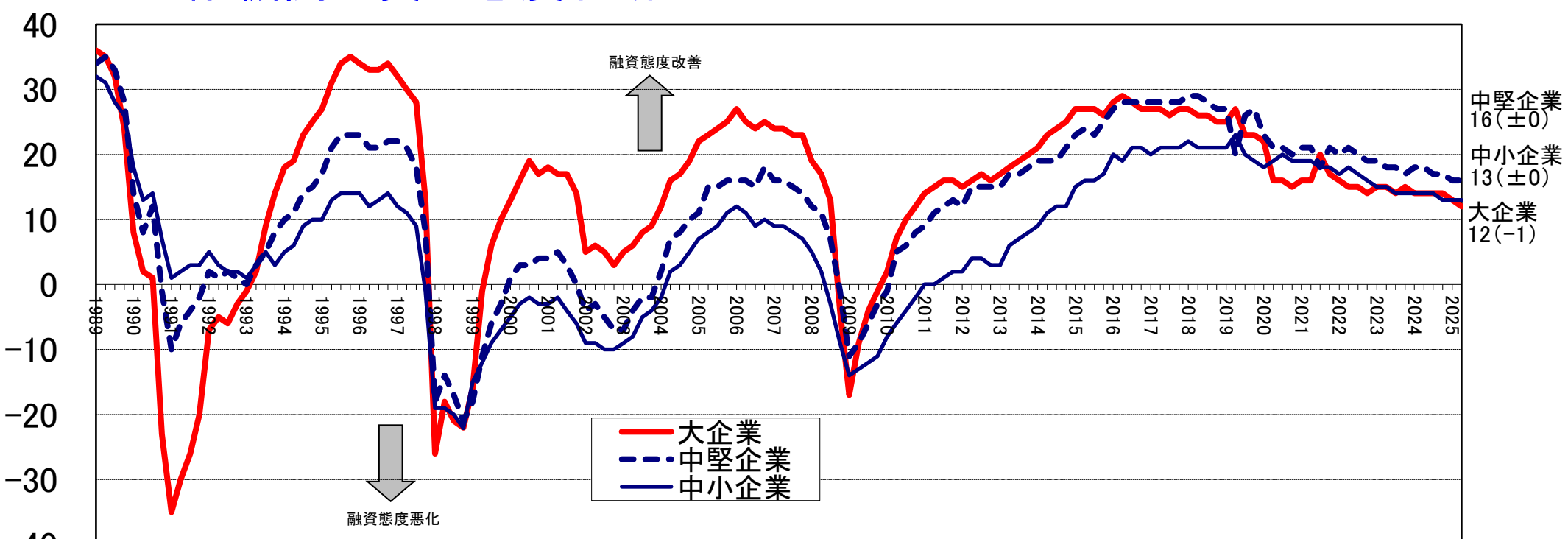
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2025年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2025年3月)との比較)

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2019.01	323.0	3.4	204.8	2.8	118.2	4.6
2019.02	322.6	3.5	204.4	2.5	118.2	5.2
2019.03	327.0	3.5	209.3	2.3	117.7	5.8
2019.04	327.1	3.7	208.8	3.3	118.3	4.4
2019.05	323.6	3.2	206.2	2.8	117.4	3.8
2019.06	325.8	2.7	208.3	2.4	117.5	3.3
2019.07	324.9	2.4	206.7	2.2	118.2	2.8
2019.08	324.9	2.5	207.3	2.9	117.6	1.8
2019.09	327.7	2.0	209.7	2.3	117.9	1.3
2019.10	326.1	2.3	208.2	2.8	117.9	1.5
2019.11	328.2	2.1	209.4	2.8	118.8	0.9
2019.12	331.3	1.9	212.1	2.4	119.2	0.9
2020.01	330.3	2.3	210.4	2.7	119.9	1.4
2020.02	330.4	2.4	210.8	3.1	119.6	1.2
2020.03	334.5	2.3	214.1	2.3	120.5	2.4
2020.04	343.9	5.2	214.9	2.9	129.1	9.1
2020.05	350.6	8.3	218.2	5.9	132.3	12.7
2020.06	353.2	8.4	220.0	5.6	133.3	13.4
2020.07	353.1	8.7	220.7	6.8	132.4	12.0
2020.08	352.4	8.5	221.0	6.6	131.4	11.7
2020.09	352.2	7.5	222.1	5.9	130.1	10.3
2020.10	351.4	7.8	221.7	6.5	129.8	10.0
2020.11	354.5	8.0	221.2	5.6	133.3	12.2
2020.12	354.8	7.1	223.7	5.5	131.1	9.9
2021.01	354.3	7.2	222.5	5.8	131.7	9.8
2021.02	355.0	7.5	222.7	5.6	132.3	10.6
2021.03	355.7	6.3	226.4	5.8	129.3	7.3
2021.04	353.8	2.9	224.0	4.2	129.9	0.6
2021.05	352.2	0.5	223.1	2.2	129.1	▲ 2.4
2021.06	351.9	▲ 0.4	224.0	1.8	127.9	▲ 4.0
2021.07	351.8	▲ 0.4	222.6	0.9	129.2	▲ 2.5
2021.08	350.7	▲ 0.5	221.8	0.3	129.0	▲ 1.8
2021.09	352.5	0.1	224.2	0.9	128.3	▲ 1.4
2021.10	351.7	0.1	223.9	1.0	127.8	▲ 1.5
2021.11	353.6	▲ 0.3	223.8	1.2	129.8	▲ 2.7
2021.12	356.1	0.4	226.9	1.5	129.1	▲ 1.5
2022.01	355.2	0.3	225.7	1.4	129.4	▲ 1.7
2022.02	356.9	0.5	225.8	1.4	131.2	▲ 0.9
2022.03	360.8	1.4	230.8	1.9	130.0	0.6
2022.04	359.0	1.5	229.3	2.4	129.7	▲ 0.1
2022.05	359.2	2.0	229.1	2.7	130.1	0.7
2022.06	362.0	2.9	230.7	3.0	131.3	2.7
2022.07	363.6	3.4	231.3	3.9	132.3	2.4
2022.08	364.3	3.9	230.8	4.1	133.5	3.5
2022.09	368.0	4.4	234.0	4.4	133.9	4.4
2022.10	368.9	4.9	233.2	4.1	135.7	6.1
2022.11	370.3	4.7	234.0	4.5	136.3	5.0
2022.12	374.9	5.3	238.3	5.0	136.7	5.9
2023.01	374.9	5.6	237.1	5.0	137.8	6.5
2023.02	375.9	5.3	237.3	5.1	138.6	5.6
2023.03	378.6	4.9	241.8	4.8	136.8	5.2
2023.04	379.3	5.7	241.7	5.4	137.6	6.1
2023.05	378.6	5.4	240.6	5.0	138.0	6.1
2023.06	379.7	4.9	242.5	5.1	137.2	4.5
2023.07	381.0	4.8	241.4	4.4	139.6	5.5
2023.08	381.8	4.8	241.5	4.6	140.3	5.1
2023.09	385.3	4.7	245.9	5.1	139.3	4.1
2023.10	385.2	4.4	244.3	4.8	140.9	3.8
2023.11	389.0	5.0	245.6	4.9	143.4	5.2
2023.12	393.4	4.9	250.1	5.0	143.3	4.9
2024.01	394.3	5.2	248.4	4.8	145.9	5.8
2024.02	395.7	5.3	249.1	5.0	146.6	5.8
2024.03	399.3	5.5	254.0	5.0	145.3	6.2
2024.04	399.2	5.3	251.4	4.0	147.9	7.5
2024.05	399.0	5.4	250.4	4.1	148.6	7.6
2024.06	401.7	5.8	253.6	4.6	148.1	7.9
2024.07	402.1	5.6	252.3	4.5	149.8	7.4
2024.08	400.5	4.9	252.2	4.4	148.4	5.8
2024.09	401.1	4.1	253.9	3.2	147.2	5.7
2024.10	401.5	4.2	253.7	3.9	147.8	4.9
2024.11	406.0	4.4	255.9	4.2	150.2	4.7
2024.12	412.0	4.7	259.4	3.7	152.6	6.5
2025.01	413.6	4.9	258.0	3.9	155.6	6.6
2025.02	413.3	4.5	258.5	3.8	154.8	5.6
2025.03	413.8	3.6	262.3	3.3	151.5	4.3
2025.04	412.8	3.4	261.1	3.9	151.7	2.6
2025.05	413.6	3.7	261.5	4.4	152.1	2.4
2025.06	420.0	4.5	263.0	3.7	157.0	6.0

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

貸付条件の変更等の状況について

[債務者が中小企業者である場合]

(令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	312,754	292,798	9,129	4,768	6,059	97.0%
地域銀行(98)	1,709,422	1,644,030	14,409	19,884	31,099	99.1%
その他の銀行(76)	1,946	1,686	112	37	111	93.8%
合計(183)	2,024,122	1,938,514	23,650	24,689	37,269	98.8%

(うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	12,426	11,504	397	4,768	168	96.7%
地域銀行(98)	80,368	76,665	979	19,884	1,595	98.7%
その他の銀行(76)	79	55	0	37	6	100.0%
合計(183)	92,873	88,224	1,376	24,689	1,769	98.5%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。
- ・ 下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。
このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

貸付条件の変更等の状況について

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み	A/(A+B)				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	32,317	28,298	1,252	142	2,625	95.8%
地域銀行(98)	70,657	60,948	2,309	672	6,728	96.3%
その他の銀行(76)	2,593	1,956	125	19	493	94.0%
合計(183)	105,567	91,202	3,686	833	9,846	96.1%

(うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	377	336	22	142	59	93.9%
地域銀行(98)	1,692	1,375	83	672	188	94.3%
その他の銀行(76)	56	29	1	19	19	96.7%
合計(183)	2,125	1,740	106	833	266	94.3%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。
- ・ 下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。
このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績)

【債務者が中小企業者である場合】

(令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	1,380,299	1,331,193	7,877	16,622	24,607	99.4%
信用組合(144)	234,069	228,349	735	1,386	3,599	99.7%
労働金庫(14)	17	17	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(42)	7,045	6,860	46	62	77	99.3%
農協・漁協(569)	13,311	12,937	51	71	252	99.6%
合計(1024)	1,634,741	1,579,356	8,709	18,141	28,535	99.5%

(うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	63,584	62,621	291	16,622	1,152	99.5%
信用組合(144)	10,433	10,246	31	1,386	139	99.7%
労働金庫(14)	0	0	0	0	0	—
信農連・信漁連(42)	309	310	0	62	2	100.0%
農協・漁協(569)	389	355	3	71	7	99.2%
合計(1024)	74,715	73,532	325	18,141	1,300	99.6%

- ・信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和7年6月末までの実績を記載。
- ・左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
- ・件数は、貸付債権ベース。
- ・下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(令和2年3月10日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	45,197	42,323	498	513	1,863	98.8%
信用組合(144)	9,022	8,684	70	55	213	99.2%
労働金庫(14)	8,964	7,952	379	52	581	95.5%
信農連・信漁連(42)	117	110	1	0	6	99.1%
農協・漁協(569)	7,477	7,142	27	54	254	99.6%
合計(1024)	70,777	66,211	975	674	2,917	98.5%

(うち、令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績)

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	1,364	1,317	15	513	50	98.9%
信用組合(144)	436	413	1	55	7	99.8%
労働金庫(14)	222	231	6	52	15	97.5%
信農連・信漁連(42)	5	6	0	0	0	100.0%
農協・漁協(569)	262	257	2	54	4	99.2%
合計(1024)	2,289	2,224	24	674	76	98.9%

- ・信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和7年6月末までの実績を記載。
- ・左端の欄中の括弧内は、令和7年6月末時点の金融機関数。
- ・件数は、貸付債権ベース。
- ・下表の令和7年4月1日から令和7年6月末までの実績における実行、謝絶、審査中、取下げの件数には、令和7年3月以前に申込を受け付けた件数の一部が含まれている。
- ・このため、それらの件数の合計と申込件数は一致しない。

米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について
(加藤財務大臣兼金融担当大臣談話)

令和7年4月22日
財務省・金融庁

米国の関税措置に伴う影響を踏まえ、今般、以下の要請及び対応を実施することといたしますので、引き続きの御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 金融機関に対する要請

4月3日に関係省庁とともに「米国自動車関税措置等に伴う影響を踏まえた金融上の対応等について」とする要請をさせていただいておりますが、引き続き、金融機関においては、今般の米国の関税措置に伴う影響を受ける中小企業・小規模事業者をはじめとする事業者の資金繰りに重大な支障を来することがないように、相談窓口の設置・運営等も通じて事業者の業況や資金需要を積極的に把握するとともに、既往債務に係る返済猶予や条件変更等を含めた、より一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底をよろしくお願いいたします。

特に政府系金融機関においては、引き続き、先般設置した特別相談窓口等を通じて、対象要件が緩和されたセーフティネット貸付の活用を積極的に提案するなど、より一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底をよろしくお願いいたします。

(2) 金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化

全国津々浦々の金融機関できめ細やかな資金繰り支援が徹底されているかを着実にモニタリングするとともに、その状況を着実に周知すべく、現在は6か月毎に実施している、金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表について、本年4月実績分より、銀行及び政府系金融機関は1か月毎、協同組織金融機関は3か月毎に実施するものとして、頻度を強化してまいります。金融機関においては、本対応に係る御負担をお願いすることになりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

(3) 「米国の関税措置に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」の設置

米国の関税措置に伴う影響を受け、あるいは影響が懸念される事業者の方々からの御相談を受け付けるべく、金融庁に専用の相談ダイヤルを早急に設置いたします。今後の資金繰りへの不安に関する御相談などに幅広く御活用いただければと思います。

米国の関税措置に伴う影響に係る調査結果

金融庁監督局

金融機関への調査結果（概括）

資金繰りや地域経済への影響

- 事業者の資金繰りについては、
 - 顧客企業から今後に向けた懸念を寄せられた金融機関は 19.7%（63／320）。
 - 顧客企業から既に影響が生じているとして相談を寄せられた金融機関は 1.3%（4／320）。
- 地域経済については、既に影響が生じているものと評価する金融機関は 0.9%（3／320）。
- 足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声は一定程度寄せられている。

金融機関としての対応

- 今般の動向に起因する特別な対応を実施している金融機関は 68.8%（220／320）。多くの金融機関が、相談窓口の設置や特別融資枠の取扱いといった取組を開始している。
- 中には、
 - 特別融資枠の取扱いに際して、年単位で元金据置を可能とする金融機関や、融資上限を設定しない金融機関、
 - 自動車産業を基幹産業とする地域において、自動車業界支援専担チームを活用して専門性の高い支援を実施していく方針の金融機関、等もあり、引き続き、地域の産業特性や顧客企業の状況に応じた積極的な取組が期待される。

□ 調査報告時点：2025年4月11日（金）

□ 調査対象：計320の民間金融機関（主要行等7行、地方銀行55行、第二地方銀行34行、信用金庫156金庫及び信用組合68組合）

金融機関からの具体的な声

製造業 (自動車関連)

- 今後メーカーが減産すれば、協力企業の資金繰りへの影響も避けられないと想定しており、自行としてもメーカーやサプライヤーへの影響を試算している。協力企業からは、検討中の投資判断のタイミングの延期せざるを得ない、現時点で資金繰りへの影響はないものの手元資金の積み増しを今後検討する、といった声が聞かれる。
- 今後の受注停止が想定されるほか、足元の受注にもキャンセルが生じているとの声あり。
- 足元での受注減を受け、予防的に条件変更の依頼があった。
- 工場労働者の就業時間を短縮した事業者がいる一方、輸出量の減少分が国内に回ること国内での販売納期が短くなる車種が出てくるとの声あり。
- 協力企業にも、(米国との取引度合いに応じて)メーカー毎の影響度の違いはある。
- 協力企業からは、今のところ通常通りに取引をしているという声あり。

製造業 (自動車以外)

- 受注先の増産計画に合わせて増産体制を整備していたが、受注先に一定期間増産を見送る動きがあり、今後資金が不足する見込みになったとして、資金繰りの相談があった。
- メーカー側に生産調整の動きがあり、関連事業者においても、今後は減産やそれに伴う資金調達相談が出てくることが想定される。
- 米国内での生産体制が整うまでは関税がかかっても米国向けの受注が続く可能性もあり、受注増に期待しているとの声あり。
- 米国向け製品の生産拠点を中国から国内に振り替える(国内投資を行う)べく検討中との声あり。
- 米国企業にモーターを輸出している事業者からは、他製品で代替できないため、関税措置が発動したとしても影響はないだろうとの声あり。

金融機関からの具体的な声

農林水産業、 飲食料品

- 当地のホタテの輸出割合は低いため直接的な影響は低いと思われるが、米国に販路拡大していた北海道産のホタテ加工品が今後仮に関税の影響を受け国内に在庫滞留してしまうと、当地のホタテについても在庫滞留や単価下落等の間接的な影響を受けうる。
- 地元からはアイスクリームに使われる抹茶を対米輸出しているが、今後の先行きは不明。
- 酒類については、米国向けの輸出量が多くないため国内向けに振り向けることは困難ではなく、影響は大きくないと見込む事業者がいる一方、まとまったばかりの米国向けの商談に関して予定通りに発注できない可能性を伝えられた事業者もいる。
- 地場産業であるリンゴに関しては、対米輸出がほとんどないため、直接的な影響は限定的。
- 地域産業である水産品については、東南アジアへの輸出割合が高く、現時点では影響なし。

観光

- 今後、為替が円高方面に振れることにより、当地の観光業や宿泊業における現在の旺盛なインバウンド需要が消滅することを懸念する声あり。

運輸

- 船舶貸渡業者は多くの契約を一定期間の固定傭船料契約としており、仮に市場が悪化してもすぐに影響が生じる可能性は低い。
- 運送事業者からは、直接的な影響はなくとも、景気後退による受注減少を懸念して手元資金の確保の必要性を考えるようになったとの声あり。

その他

- 取引先は中小零細企業、特に非製造業が中心であり、直接的に輸出入を行っているわけではなく、すぐさま影響が生じるものではない。
- 顧客企業には漠然とした不安が広がっているが、具体的な影響が出ているわけではない。
- 例えば、同じような業種であっても、米国との取引の有無や内容によって影響は異なり、現時点で具体的な影響は見通しづらいというのが正直なところ。今般の関税措置に伴い、国内回帰のようなプラスの影響も想定されるといった声も聞かれる。

米国の関税措置に伴う影響に係る調査結果 (第2回)

金融庁監督局

金融機関への調査結果（概括）

資金繰りや地域経済への影響

前回（4/9-11）

今回（5/7-30）

【資金繰りに関する顧客企業からの相談】

- 今後への懸念を一定程度寄せられている 19.7% (63/320) → 33.8% (133/394)
- 「現時点で資金繰りに影響はないが、予防的に条件変更や新規融資等を受けたい」といった具体的な相談を一定程度受けている【新規調査】 15.0% (59/394)
- 「現時点で資金繰りに影響が生じており、条件変更や新規融資等を受けたい」といった具体的な相談を一定程度受けている 1.3% (4/320) → 5.1% (20/394)

【地域経済への影響に係る評価】

- マイナスの影響が一定程度生じている 0.9% (3/320) → 7.4% (29/394)



□ 引き続き、資金繰りや地域経済への影響が大きく顕在化している状況ではないが、今後への懸念や資金繰りに関する相談が増えているほか、地域経済への影響も一定程度生じているとする金融機関も増えている。

金融機関としての対応

前回（4/9-11）

今回（5/7-30）

- 特別な対応を実施している 68.8% (220/320) → 86.0% (339/394)
- 営業店への通達【以下、いずれも新規調査】 71.3% (281/394)
- 相談窓口の設置 55.1% (217/394)
⇒ 銀行は87.5%(91/104)
- 特別調査の実施 40.1% (158/394)
- 特別融資枠の創設 16.0% (63/394)
- その他（例：支援機関との情報共有、本部・営業店での情報連携体制の構築等） 11.4% (45/394) 1

金融機関からの具体的な声

予防的な相談を受けている金融機関の声

- 自動車メーカーの協力企業から、今後の売上減少や手元資金減少リスクに備えた相談や、米国での今後の資金繰りを懸念した外貨建てのコミットメントライン設定の相談を受けた。
- 取引先に自動車メーカーを多く抱える複数の中小企業から、今後の受注減少を懸念して現段階で手元資金を調達しておきたいという相談があった。
- 主要取引先（建設機械関連）より今後の減産方針を提示された顧客企業から、資金繰りの安定化に向けて長期運転資金借入の相談を受けている。
- 大手電機メーカーからの受注の一部に米国向けの商材があるため、今後の受注減少による資金繰り悪化を懸念する顧客企業より借入相談があった。
- 欧米の病院を最終ユーザーとする顧客企業（医療機器関連）から、相互関税率の今後の上乘せにより更なる駆け込み需要が発生した場合に備え、材料確保資金を予防的に調達したいという相談があり、融資を実行した。
- 自社ECサイトを通じて米国向けにスポーツ用品等を販売する顧客企業より、今後の販売減少に伴う資金繰り悪化を懸念して相談窓口を通じた新規の資金繰り相談あり。

現時点で資金繰りに影響が生じているとして相談を受けている金融機関の声

- 自社売上の大半を占める取引先（自動車関連）からの受注が4月からストップしており、運転資金確保のために融資を受けたいとする顧客企業から相談があった。
- 元々の業績悪化に加えて米国関税の影響を懸念し、全ての取引金融機関に元金据置を申し出ている顧客企業（自動車関連）があり、他金融機関と連携して対応中。
- 主要取引先（半導体関連）からの量産品発注が一部保留となり、従前からの関連受注の減速感と相まって、資金繰り安定化のために手元資金を確保したいとする顧客企業から相談があった。
- 取引先（建設機械関連）が中国での生産計画を変更し、減少分を国内生産で補填することを受け、その一部受注を引き受けることになったとする顧客企業から、増産に向けた運転資金の相談があった。

金融機関からの具体的な声

地域経済への影響が生じているとする金融機関の声

- 自動車工場の周辺企業や関係の取引先からは、受注減少や自社設備の投資抑制といった話を聞いており、地域経済への影響は一定程度生じているのではないかと。
- 今後の先行き不透明感を受け、従来の後継者不足を主因として廃業を決めた事業者（自動車関連）が出てきており、取引先においても新たな外注先を探す必要が出てきている。
- 地域の貿易統計を見ると、地域の基幹産業である自動車や半導体等製造装置の輸出価額がいずれも数か月ぶりに減少に転じており、地域へのマイナス影響が一定程度生じているのではないかと。
- 米国向けの輸出が当初計画を下回る状況となっている（金属製品製造）、米国向けの主力商品の受注がストップしている（食料品製造）といった声が聞かれる。
- 顧客企業（数千社）にヒアリングしたところ、「マイナスの影響」の回答が約1割、「影響ない」が約4割、「現時点で分からない」が約5割の状況。具体的な対応については、「何もしていない」が約5割、「影響を試算中」が約1割、「対応を検討中」が約1割と、二転三転する状況を静観せざるをえない企業が大半。

また、複数の金融機関から、以下のようなプラスの影響が生じている又は今後生じる見込であるという声も聞かれた。

- 米国の関税措置公表後の円高による仕入れ価格の低下
- 米国関連商流の変化に伴う他国の新規市場の開拓や、サプライチェーン再構築に伴う国内生産回帰・受注増
- 国内自動車市場について、
 - ・ 米国向けの輸出が減少した場合、国内向け新車の短納期化や流通量増加
 - ・ 新車流通量増加を受けた中古車の仕入れ価格・販売価格の低化

「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」

議 事 次 第

令和 6 年 11 月 28 日 (木)

18 時 00 分 ~ 19 時 00 分

中央合同庁舎第7号館 (13 階) 共用第1特別会議室

1. 開会

2. 政府側挨拶・発言

(1) 加藤内閣府特命担当大臣 (金融)

(2) 竹内経済産業大臣政務官

(3) 山本農林水産大臣政務官

3. 各金融機関等代表発言

(1) 全 国 銀 行 協 会 会 長 福 留 朗 裕
(三井住友銀行頭取 CEO)

(2) 全 国 地 方 銀 行 協 会 会 長 秋 野 哲 也
(常陽銀行取締役頭取)

(3) 第 二 地 方 銀 行 協 会 会 長 藤 原 一 朗
(名古屋銀行取締役頭取)

(4) 全 国 信 用 金 庫 協 会 会 長 平 松 廣 司
(かながわ信用金庫会長)

(5) 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会 会 長 柳 沢 祥 二
(大東京信用組合会長兼理事長)

(6) 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁 田 中 一 穂

(7) 全 国 信 用 保 証 協 会 連 合 会 会 長 山 本 隆

4. 意見交換

5. 閉会挨拶 (西野内閣府大臣政務官)

6. 閉会

事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会出席者名簿

令和6年11月28日（木）18：00～19：00

【金融機関側出席者】

全国銀行協会 会長	三井住友銀行 頭取CEO 福留 朗裕 （ふくとめ あきひろ）
全国地方銀行協会 会長	常陽銀行 取締役頭取 秋野 哲也 （あきの てつや）
第二地方銀行協会 会長	名古屋銀行 取締役頭取 藤原 一郎 （ふじわら いちろう）
信託協会会長	三井住友トラストグループ取締役執行役社長 高倉 透 （たかくら とおる）
全国信用金庫協会 会長	かながわ信用金庫会長 平松 廣司 （ひらまつ ひろし）
全国信用組合中央協会 会長	大東京信用組合 会長 柳沢 祥二 （やなぎさわ しょうじ）
全国労働金庫協会	理事長 西田 安範 （にしだ やすのり）
農林中央金庫	代表理事理事長 奥 和登 （おく かずと）

【政府系金融機関等出席者】

日本政策金融公庫	代表取締役総裁 田中 一穂 （たなか かずほ）
沖縄振興開発金融公庫	理事長 新垣 尚之 （あらかき なおゆき）
商工組合中央金庫	代表取締役社長 関根 正裕 （せきね まさひろ）
日本政策投資銀行	代表取締役副社長 杉元 宣文 （すぎもと のりふみ）
全国信用保証協会連合会	会長 山本 隆 （やまもと たかし）
住宅金融支援機構	副理事長 浪波 哲史 （なみわ てつし）

【当局側出席者】

内閣府（政務）	内閣府特命担当大臣（金融） 加藤 勝信 （かとう かつのぶ）
内閣府（政務）	内閣府大臣政務官 西野 太亮 （にし の だいすけ）
経済産業省（政務）	経済産業大臣政務官 竹内 真二 （たけうち しんじ）
中小企業庁	長官 山下 隆一 （やました りゅういち）
財務省	大臣官房総括審議官 寺岡 光博 （てらおか みつひろ）
農林水産省（政務）	農林水産大臣政務官 山本 佐知子 （やまもと さちこ）
農林水産省	大臣官房審議官 勝野 美江 （かつの みえ）
国土交通省	官房審議官 横山 征成 （よこやま まさなり）

府 沖 振 第 3 4 1 号
金 監 督 第 3 2 6 6 号
財 政 第 4 4 7 号
厚生労働省発健生 1128 第 1 号
6 経 営 第 1 8 9 8 号
2 0 2 4 1 1 2 5 中 第 3 号
令 和 6 年 1 1 月 2 8 日

一般社団法人全国銀行協会 会長 福留 朗裕 殿
一般社団法人全国地方銀行協会 会長 秋野 哲也 殿
一般社団法人第二地方銀行協会 会長 藤原 一朗 殿
一般社団法人全国信用金庫協会 会長 平松 廣司 殿
一般社団法人全国信用組合中央協会 会長 柳沢 祥二 殿
一般社団法人信託協会 会長 高倉 透 殿
一般社団法人全国労働金庫協会 理事長 西田 安範 殿
農林中央金庫 代表理事理事長 奥 和登 殿
株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂 殿
沖縄振興開発金融公庫 理事長 新垣 尚之 殿
株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 地下 誠二 殿
株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 関根 正裕 殿
一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆 殿
独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 牧元 幸司 殿
全国農業信用基金協会協議会 会長理事 寺下 三郎 殿
全国漁業信用基金協会 理事長 武部 勤 殿
宮城県漁業信用基金協会 理事長 正木 毅 殿
長崎県漁業信用基金協会 理事長 志岐 富美雄 殿
全国遠洋沖合漁業信用基金協会 理事長 田中 哲哉 殿

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣兼金融担当大臣 加藤 勝信
厚生労働大臣 福岡 資麿
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 武藤 容治

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

足元では、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在します。そのため、金融機関においては、資金需要の高まる年末、年度末に向けて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、事業者の経営課題が多様化する中、経営

改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一歩先を見据えて取り組むことの必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府においては、11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を決定し、事業者の資金調達の円滑化等を図りつつ、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援するための各種施策を行っていくこととしたこと等を踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等とあわせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、物価高や人手不足等といった足元の経営環境の変化がある中、資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、賃上げや生産性向上投資等の成長に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、令和7年3月末まで申込期限が延長された「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」等の活用を促進すること。

2. 条件変更、借換え

既往債務の条件変更や借換え等について、引き続き、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者に寄り添った迅速かつ柔軟な対応を継続すること。また、金利見直しの協議に際しては、金融機関が顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、事業者の実情を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行うこと。加えて、事業者の実情に応じて以下①. から③. までに掲げる施策も活用しつつ、その返済負担軽減を図ること。

- ①. 日本政策金融公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等（本年12月末で申込終了）について、その用途の多くが借換えであることを踏まえて新たに措置する予定の「危機対応後経営安定貸付」
- ②. 経営改善・再生計画の策定を促した上で借換え需要にも応える「経営改善サポート保証制度」について、「感染症対応型」の後継として新たに措置する予定の「経営改善・再生支援強化型」

- ③. 信用保証付融資の借換えに活用可能な、小規模事業者向けの「小口零細企業保証」（100%保証）や、認定経営革新等支援機関の支援がある場合に保証料を低減する「経営力強化保証」（80%保証）

3. 自然災害の被災者等への支援

令和6年能登半島地震をはじめとする自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人の生活や個人事業主の事業の再建に向け、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用も含め、被災した個人や個人事業主に寄り添った支援に努めること。

同じく、災害等の影響を受けた事業者の資金繰り支援に際しては、以下①. から⑤. までに掲げる施策も活用しつつ、引き続き、その資金繰りに重大な支障が生じないように、また、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題の解消に資するよう、事業者に寄り添ったきめ細かい対応に努めること。

- ①. 一般保証とは別枠での「セーフティネット保証4号」
- ②. 一般保証及びセーフティネット保証とは別枠での「災害関係保証」
- ③. 令和6年能登半島地震の被災地に限り申込期限を延長している「コロナ借換保証」
- ④. 日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」等（本年9月の「低気圧と前線による大雨に伴う災害」による追加被害を被った事業者の資金繰り支援にも活用可能）
- ⑤. 「能登半島地震復興支援ファンド」

また、本年の令和6年能登半島地震の発生や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発出を踏まえ、事業継続計画（BCP）の点検や見直しをはじめ、災害時への備えを着実に実施すること。

4. 経営支援

物価高や人手不足への対応等、事業者の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じた経営改善、事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと。その際、以下①. から⑥. までに掲げるような事項も踏まえて対応するとともに、必要に応じて中小企業活性化協議会、事業承継・引き継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう事業者に促すこと。

- ①. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の更なる活用に向けて、その趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図り、円滑な事業再生や廃業に向けた主体的な支援を講じること。その際、金融庁、財務局その他関係機関が提供する機会等も活用しながら、引き続き、地域における事業再生人材の育成や、弁護士等の専門家との連携強化等に努めること。
- ②. 再生可能性の高い中小企業の情報を年金事務所や税務署等の公租公課の徴収現場や金融機関等に共有することで、公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判

断・決定を促すことを通じて、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す仕組みとして本年6月に創設した「事業再生情報ネットワーク」について、引き続き、事業者等に対して必要な周知を行うとともに、本ネットワークを活用した柔軟な事業者支援に努めること。

③. 廃業手続の早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図るとともに、経営者等の個人破産の回避に向けて誠実に対応すること。加えて、意欲ある経営者等の円滑な再チャレンジに向けた資金繰り支援についても柔軟に対応すること。また、係る保証債務の整理の検討に際して、事業者の実情に応じて、新たに措置する予定の中小企業活性化協議会による再チャレンジ支援制度の活用を検討すること。

④. 事業者の抱える課題解決を先送りせず、早め早めの対応を促していく観点から、引き続き、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の早期の策定や必要な見直しに向けて積極的に取り組むとともに、あわせて、係る計画の実現に向けたきめ細かい支援を講じること。

⑤. 本年2月より民間金融機関が中小企業に行う計画策定支援も時限的に補助の対象に追加した「早期経営改善計画策定支援事業」については、現場のニーズも踏まえ、係る時限措置の申込期限を令和7年1月から令和10年1月まで大幅に延長し、支援対象企業の要件も拡充することを予定しており、民間金融機関においては、こうした各種支援施策も活用しつつ、自身のコンサルティング機能を発揮して事業者の経営改善・再生支援に努めること。なお、足元では、「早期経営改善計画策定支援事業」を積極的に活用する金融機関において、信用保証付融資に関し、保証承諾時にプロパー融資が無い割合が低い、代位弁済率が低いといった傾向があることも踏まえ、利用実績の乏しい金融機関においてもその積極的な活用に向けて検討すること。

⑥. 民間金融機関においては、自らの規模・特性、顧客企業のニーズ等に応じて、成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対し、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（本年8月30日付改正、10月1日適用開始）を踏まえ、PMIを含むM&A支援について検討するとともに、実際に支援を行うに際しては、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること。その上で、顧客企業に対するM&A支援の一環として、例えば最終契約（株式譲渡契約等）締結に向けた交渉やリスク事項の説明等の支援を行うに当たっては、M&A成立後のトラブルを回避する観点から、「中小M&Aガイドライン」（本年8月30日に第3版へと改訂）も踏まえ、適切に対応すること。また、必要に応じて「事業承継・引継ぎ補助金」の積極的な活用も検討すること。

加えて、売上や収益を向上させ持続的な成長軌道に乗るための支援を必要とする事業者等に対しては、地域経済の成長や雇用の拡大といった地域への裨益の観点や、以下①. から③. までの掲げるとような事項も踏まえ、係る資金繰り支援とともに経営力強化に向けた支援を継続・強化するように努めること。

- ①. 民間金融機関においては、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が提供する、地域企業と大企業人材とのマッチングを行うためのプラットフォームである「レビキャリ」を有効に活用し、地域企業への経営人材の登用を推進することを通じて、その事業の維持・成長に向けた取組を後押しすること。
- ②. 日本政策金融公庫等による「新型コロナ対策資本性劣後ローン」の取扱終了後（令和7年2月末）、通常の資本性劣後ローンについて、成長資金を必要とする事業者を対象に追加する等の見直しを行う予定であり、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すだけでなく、構造的な賃上げの実現に向けて省力化投資等に挑戦する事業者に対しての成長支援の手段として、積極的にその活用を検討すること。あわせて、官民金融機関においては、協調融資商品の組成拡大等に努めること。
- ③. 日本政策金融公庫等においては、「賃上げ貸付利率特例制度」により、従業員の賃上げに取り組もうとする事業者の金利負担を軽減することにより、その賃上げの継続を支援すること。

5. 経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、令和4年12月23日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」及び同日付で策定した「経営者保証改革プログラム」の趣旨・内容について、引き続き、営業現場を含めた一層の浸透・定着を図ること。また、民間金融機関においては、本年8月30日付で改正し10月1日に適用開始した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を踏まえ、引き続き、M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合には、経営者保証の解除に向けた見直し及び事業者等への説明を着実に実施すること。こうした際、経営者保証に関する事業者等への説明・記録や、本部部署等における監査やモニタリング等の一層円滑かつ着実な実施、あるいは、信用保証協会との更なる連携強化等に向け、金融庁が作成する事例集も参照しながら、引き続き、必要な態勢整備を図ること。

加えて、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」や「経営者保証改革プログラム」に基づく取組が金融機関や事業者の着実な行動変容につながっていることを踏まえ、係る行動変容を更に拡大していくべく、自身の経営資源の状況や事業者とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、令和5年3月以前に締結したものも含む既往の経営者保証契約について、事業者からの問い合わせや、事業者に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で、監督指針に沿った説明や記録を行うこと。

また、信用保証付融資に関しては、信用保証協会と民間金融機関とが連携して、事業者のニーズに応じて、「事業者選択型経営者保証非提供制度」の活用を積極的に検討すること。

6. 他の金融機関や支援機関との連携

自身のメイン先である事業者に対しては勿論のこと、コロナ禍において実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった事業者や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した事業者

等に対しても支援がおろそかなものとならないよう、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、他の金融機関や支援機関等と早期から密接に連携し、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証付融資の別等にかかわらず、事業者に寄り添った継続的な伴走支援に努めること。

また、今後、プロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度を新たに措置する予定であり、民間金融機関及び信用保証協会においては、事業者のニーズに応じて当該制度を積極的に活用することにより、民間金融機関によるプロパー融資の増加や金融仲介機能の一層の発揮を通じて、事業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に着実に応えていくこと。

7. 住宅ローン等

住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況、ニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

8. 手形等のサイト短縮に取り組む事業者への支援

令和6年11月から下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)における手形等(手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。)のサイト短縮に係る新たな指導基準の運用が開始されたが、手形等のサイトの短縮に向けてはサプライチェーン全体で取り組むことが重要であることを踏まえ、同法の対象とならない取引も含め、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者に対し、きめ細かな資金繰り支援に努めること。

9. ALPS処理水放出の影響を受けた事業者への支援

ALPS処理水(多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう。)の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響を受けて経営等に支障を来す輸出業者や水産加工業者、卸売業者等の事業者については、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すべく、民間金融機関及び信用保証協会においては令和7年2月23日まで申込期限が延長された「セーフティネット保証2号」等の活用を、日本政策金融公庫等においては「セーフティネット貸付」等の活用を、それぞれ事業者の実情に応じて積極的に促進すること。

以 上